



第80回 定時株主総会 招集ご通知

開催
日時

2024年3月28日（木曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

開催
場所

東武ホテルレバント東京 4階 「錦」
東京都墨田区錦糸一丁目2番2号

決議事項

- 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件
第2号議案 当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収への対応方針）の継続の件

議決権行使期限

2024年3月27日（水曜日）午後5時30分まで

目次

株主の皆様へ	2
第80回定時株主総会招集ご通知	9
株主総会参考書類	14
事業報告	45
連結計算書類	65
計算書類	67
監査報告書	69

※株主総会にご出席の株主様にお配りしておりました
来場記念品（お土産）は取りやめとさせていただきます
しております。何卒ご理解くださいますようお願い申
上げます。

岡 部 株 式 会 社

証券コード：5959

okabeクオリティの 安全・安心を、世界中へ。

「安全・安心の提供を通じて社会に貢献する」
それが、創業以来、守りつづけてきたokabeの経営理念です。
私たちの技術や製品が、万一の災害・事故の際に、
人びとの暮らしを守るチカラになることを願って。
かけがえのない地球環境の保全につながることを想って。
これまで100年にわたり培ってきた技術力を活かし、
世界中で、豊かな社会づくりに貢献していきます。



株主の皆様へ

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。ここに第80回定時株主総会招集ご通知をお届けいたします。

2024年元日に発生いたしました能登半島地震により亡くなられた方々のご冥福をお祈り申し上げますとともに、被災された皆様にご心よりお見舞い申し上げます。また、被災地の一日も早い復旧・復興を心よりお祈り申し上げます。

当社グループは、「安全・安心の提供を通じて社会に貢献する」という経営理念の下、コア事業として、建設関連製品事業を日本・北米・インドネシアにおいて展開しております。

このたび、2040年の将来像、ありたい姿として「okabe コーポレートビジョン 2040」を策定し、そのビジョンの実現に向け、2024年度を初年度とする新・中期経営計画「OX-2026 (okabe Transformation 2026)」を策定しました。新・中期経営計画では、サステナビリティ経営をより進化させるため、①カスタマー・セントリック（顧客が抱える課題を最優先で解決するための体制整備と取組みの実施）②人的資本経営の実践と経営基盤の強化③DXの更なる推進を事業戦略の骨子として掲げております。

また、PBR 1倍超の達成に向けて、株主還元方針の変更等による株主還元強化策を盛り込んでおります。

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

2024年3月

代表取締役 社長執行役員 河瀬 博英



暮らしのなかに、 okabeの製品

okabeグループの製品は、建物や山・海に使用され、人々の暮らしを支えています。



環境エネルギーを
足元から支える



高潮の被害防止に貢献

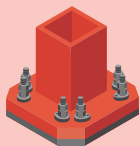


土砂災害から
命と暮らしを守る

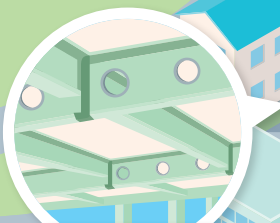


水産資源を保護・育成する
二酸化炭素の吸収（ブルーカーボン）

柱脚被害「0」を
誇る耐震性



地盤と建物を一体化させ
災害から守る



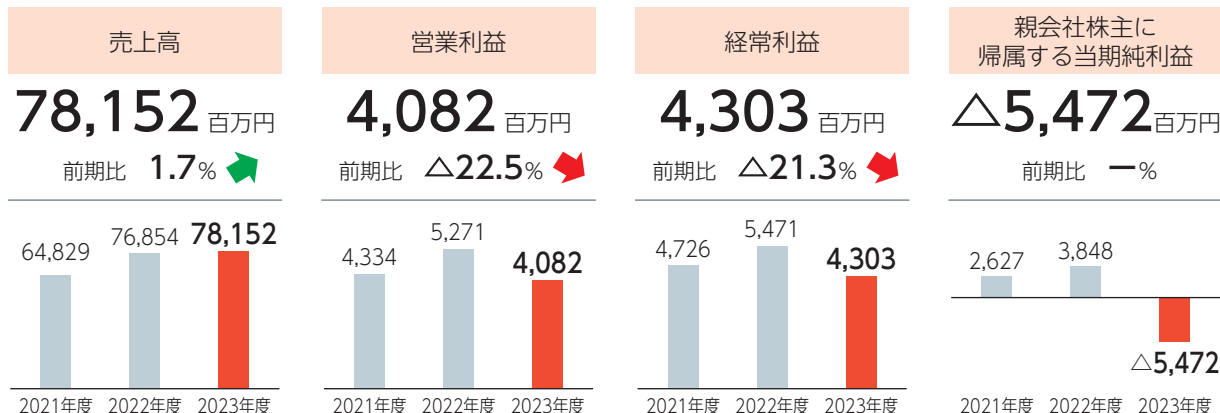
施工の省力化に貢献



耐震・制振技術で
日本の家を守る

株主の皆様にお伝えしたい事 (ご参考)

1 業績ハイライト



2 株主還元について

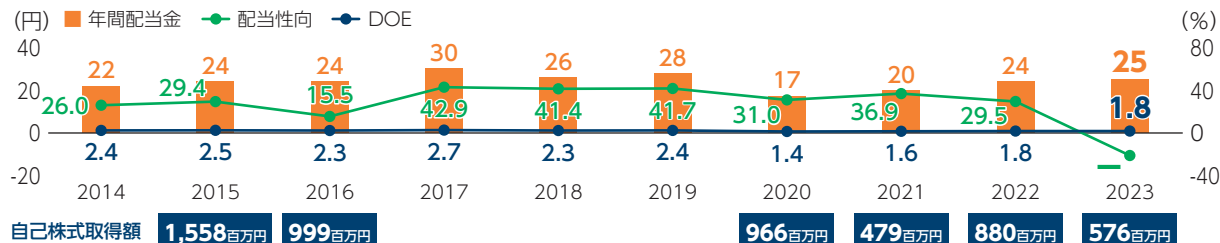
◆ 配当方針

当社は、株主の皆様への利益還元を充実させるため、配当性向30%以上を目安として、安定的な配当を継続することを基本とし、連結業績を考慮し、併せて企業体質の強化及び将来の事業展開に備えるための内部留保の充実などを総合的に勘案して剰余金の配当を決定する方針を採用しております。また、内部留保資金につきましては、その使途として、事業拡大のための設備投資、企業買収等に有効に活用する方針であります。

なお、当社は、新・中期経営計画「OX-2026 (okabe Transformation 2026)」の開始に合わせ、株主還元方針を変更しております。詳細につきましては、2024年2月19日に開示の「中期経営計画「OX-2026 (okabe Transformation 2026)」の策定及び配当方針の変更について」に記載しております。

◆ 自己株式の取得

当社は、資本効率の向上を図るとともに、1株当たりの株主価値を高め、株主への利益還元を充実させるために、適宜、自己株式取得を行っております。



3

okabe コーポレートビジョン 2040

経営理念

安全・安心の提供を通じて社会に貢献する

okabe コーポレートビジョン 2040

これまで、そしてこれからも
建設を支える耐震建材メーカーとして培った「創造力」×「つなぐ力」×「人の力」で
世界中の人々の生活に安全・安心を提供するグローバル・ソリューションプロバイダー

経営戦略

新・中期経営計画「OX-2026 (okabe Transformation 2026)」

当社は、創業以来100年以上にわたり、世の中の流れとともに、大切にすべきもの、変化すべきものを取捨選択してきました。

大切にしてきたことは、**創造力**。

創造的な技術力により、建物そして人々の安全・安心を支える会社でありたいと考えています。

また、建設工事の自動化やゼロエミッションなどに、新しいテクノロジーを活用して

創造的なソリューションを生み出し続けられる会社を目指します。

そして、**つなぐ力**。

これは、お客様、株主・投資家様、協力会社・サプライヤー様、社員、地域社会とのコミュニケーションで生まれる人とつながる力、建設現場に使われる重要な部材をつなげて安全性を高める力です。

そして、**人の力**。

社是にも掲げる、「人材の育成に努力し、企業の永遠の発展を期すること」

「社員にとってその一生を託して、悔いることのない職場たること」

すべての基盤は人の力にあり、2040年も変わらず大事にしてまいります。

これら3つの力の根底にあるものは、経営理念にある、「安全・安心の提供を通じて社会に貢献する」という想いです。

様々な外部環境の変化が想定されますが、地球環境と人類にとって良い方向に変わっていくよう、地球の一員として持続可能な社会に貢献できる会社でありたいという想いが込められています。

4

新・中期経営計画 OX-2026 (okabe Transformation 2026)

当社グループは、2024年度から2026年度までの3カ年を対象とする新・中期経営計画「OX-2026 (okabe Transformation 2026)」を策定いたしました。

新・中期経営計画においては、「これまでの経営の延長ではなく、変わることに主眼を置き、「Transformation (変革・変化)」というネーミングを採用しました。過去の意思決定や考え方にとらわれずに、変化をいとわない3年間を目指し、戦略を強化し、持続的成長を目指してまいります。

<新・中期経営計画の概要図>



5 OX-2026の経営数値目標及び事業戦略の骨子

OX-2026の経営数値目標

連結業績・資本収益性		2022年度実績	2023年度実績	2024年度目標	2025年度計画	2026年度計画
	売上高	76,854 百万円	78,152 百万円	70,000 百万円	72,500 百万円	75,500 百万円
	営業利益	5,271 百万円	4,082 百万円	4,100 百万円	4,700 百万円	5,000 百万円
	営業利益率	6.9 %	5.2 %	5.9 %	6.5 %	6.6 %
	当期純利益	3,848 百万円	△5,472 百万円	2,800 百万円	3,120 百万円	3,320 百万円
	ROE	6.0 %	△8.5 %	4.7 %	5.4 %	6.0 %
株主還元		2022年度実績	2023年度実績	2024年度目標	2025年度計画	2026年度計画
	配当性向	29.5 %	—	49.5 %	検討中	
	DOE	1.8 %	1.8 %	2.2 %	検討中	

事業戦略の骨子

サステナビリティ 経営の推進(進化)

国内外のマテリアリティ(重要課題)にソリューションを提供し、持続的な成長を図るため、事業ポートフォリオの見直しも含めて、経営リソースを集中する。

1

カスタマー・セントリック

顧客が抱える課題を最優先で解決するための体制整備と取組の実施

- ◆顧客・社会の課題を解決する製品の開発
- ◆新たなニーズを捉えた新製品の開発・新規事業の創出
- ◆国内建設に特化した商品企画室の新設
- ◆北米・ASEAN市場に適したソリューションの提供による建設事業のグローバル展開加速
- ◆海洋事業におけるブルーカーボン事業開始

2

人的資本経営の実践 経営基盤の強化

- ◆人的資本を中心とした非財務KPIのチャレンジングな設定及び目標の達成
- ◆海外子会社ガバナンスの改善

3

DXの更なる推進

- ◆基盤システムの刷新、業務プロセスの改革・変革
- ◆DXの推進による、他社との差別化・新たな事業機会の創出・売上拡大につながる施策の検討・実施
- ◆IT戦略室の新設

6 PBR1倍超の達成に向けて

資本コスト経営

- ROE8%の早期達成
- 事業ポートフォリオの最適化
- 長期戦略の提示
- ESG関連情報の積極的な開示



成長投資

- 設備投資
- M&A
- R&D
- 米国での成長投資

株主還元の強化

- 配当性向30%以上
- DOE指標の導入
- 自己株式取得

財務健全性

◆投資計画

「okabe コーポレートビジョン 2040」の実現を目指し、次のとおり、2024年度から2026年度の3年間で、210億円の投資を実施してまいります。

- | | |
|-----------|---|
| ①設備投資 | 約100億円（生産設備の更新、脱炭素投資、DX投資など） |
| ②戦略投資、M&A | 約100億円（国内・海外問わず、建設関連製品事業領域・サステナビリティ経営の推進に資する事業領域を中心にM&Aを実施） |
| ③人的資本投資 | 約10億円（年間5～7%の人件費アップ、研修費用など） |

◆ESG目標

- | | |
|-----------|---|
| ①環境（E） | ・環境にやさしい製品・工法の開発などを通じた温室効果ガスの更なる削減
・生産プロセスの見直しなどによる環境負荷の低減
・ブルーカーボン事業への参入によるカーボンニュートラルの取組み強化 |
| ②社会（S） | ・新製品・工法の開発による地震・豪雨等の激甚化災害への対応
・ダイバーシティ&インクルージョン、健康経営の推進による人的資本経営の実現
・教育CSR活動や地域コミュニティへの参画を通じた地域貢献 |
| ③ガバナンス（G） | ・実効性の高いコーポレート・ガバナンス構築による、変化に即応できる体制の確立
・海外子会社も含めたグループ全体でのリスクマネジメントの更なる強化
・公正かつ透明性の高い企業活動の遂行によるコンプライアンスの実践 |

株主各位

証券コード 5959
(発信日) 2024年3月13日
(電子提供措置の開始日) 2024年3月6日

東京都墨田区押上二丁目8番2号
岡部株式会社
代表取締役 社長執行役員 河瀬博英

第80回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第80回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本定時株主総会の株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）については、電子提供措置をとっておりますので、以下のいずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.okabe.co.jp/ir/stocks/meeting.html>



(上記ウェブサイトアクセスいただき、「株主総会資料」の「第80回定時株主総会招集ご通知」よりご確認ください。)

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



(上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「岡部」又は証券「コード」に「5959」（半角）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

【株主総会資料掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/5959/teiji/>



(上記ウェブサイトアクセスいただき、ご確認ください。)

議決権行使につきましては、書面(郵送)又は電磁的方法(インターネット)により行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、**2024年3月27日(水曜日)午後5時30分まで**に、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年3月28日(木曜日) 午前10時(受付開始 午前9時)

2. 場 所 東武ホテルレバント東京 4階「錦」
東京都墨田区錦糸一丁目2番2号

3. 目的事項 報告事項

1. 第80期(2023年1月1日から2023年12月31日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第80期(2023年1月1日から2023年12月31日まで)計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)9名選任の件
第2号議案 当社株式等の大規模買付行為に関する対応策(買収への対応方針)の継続の件

以 上

■ 電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。なお、監査等委員会及び会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。

- ① 事業報告の「新株予約権等の状況」
- ② 事業報告の「会計監査人の状況」
- ③ 事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
- ④ 事業報告の「会社の支配に関する基本方針」
- ⑤ 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」
- ⑥ 連結計算書類の「連結注記表」
- ⑦ 計算書類の「株主資本等変動計算書」
- ⑧ 計算書類の「個別注記表」

■ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

※株主総会にご出席くださる株主様とご出席がむずかしい株主様の公平性等を勘案し、株主総会にご出席の株主様にお配りしておりました来場記念品(お土産)は取りやめとさせていただきます。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

※万一、何らかの事情により株主総会の開催場所を変更する場合は、上記記載の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

※本総会の一部の様相を後日、当社ウェブサイトでおオンデマンド配信する予定です。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2024年3月28日(木曜日)
午前10時(受付開始:午前9時)



書面(郵送)で議決権を行使される場合

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

行使期限

2024年3月27日(水曜日)
午後5時30分到着分まで



インターネットで議決権を行使される場合

次のページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2024年3月27日(水曜日)
午後5時30分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書
○○○○○○○ 御中
株主総会日 議決権の数 XX票
××××年×月××日

1. _____
2. _____

投票日現在のご所有株式数 XX株
議決権の数 XX票

ロダイナID XXXX-XXXX-XXXX-XXX
見本 電子スタンプ XXXXXX
ロダイナID XXXXXX

○○○○○○○

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

第2号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

※議決権行使書用紙はイメージです。

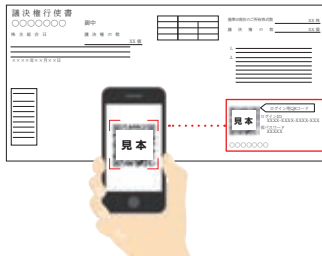
書面(郵送)及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

第80期期末配当金のお支払いについて

当社は、2024年3月1日開催の取締役会において、第80期（2023年1月1日から2023年12月31日まで）の期末配当金につき、下記のとおり決議しております。

記

1. 配当財産の割当に関する事項及びその総額

配当財産の種類	金銭
当社普通株式1株当たり	金12円50銭
配当総額	580,568,775円

2. 剰余金の配当が効力を生じる日

2024年3月14日

つきましては、2024年3月14日を支払開始日として、1株当たり12円50銭をお支払いさせていただきますので、本招集ご通知と併せてお送りする期末配当金領収証により、お近くのゆうちょ銀行全国本支店及び出張所並びに郵便局において、お受け取りいただきますようお願い申し上げます。

なお、銀行口座振込ご指定の方は、本招集ご通知と併せてお送りいたしました「第80期期末配当金計算書」及び「配当金振込先ご確認のご案内」をご確認くださいようお願い申し上げます。（株式数比例配分方式をご指定の方は、お取引のある証券会社にお問合せくださいますようお願い申し上げます。）

株主総会参考書類

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）8名全員は任期満了となります。つきましては、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため社外取締役を1名増員し、取締役9名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会は、すべての取締役候補者について適任であると判断しております。取締役候補者は、つぎのとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位及び担当等	
1	河瀬 博英 <small>かわせ ひろひで</small>	代表取締役 社長執行役員	再任
2	廣渡 眞 <small>ひろわたり まこと</small>	取締役 会長執行役員	再任
3	細道 靖 <small>ほそみち やすし</small>	取締役 専務執行役員 管理部門管掌	再任
4	三上 俊彦 <small>みかみ としひこ</small>	取締役 常務執行役員 国際部門管掌	再任
5	甲斐 寿徳 <small>かい としのり</small>	取締役 上席執行役員 営業部統括部長	再任
6	遠藤 年誠 <small>えんどう としなり</small>	取締役 上席執行役員 生産部統括部長	再任
7	長谷川 直哉 <small>はせがわ なおや</small>	社外取締役	再任 社外 独立
8	西海 和久 <small>にしがい かずひさ</small>	社外取締役	再任 社外 独立
9	山口 畝誉 <small>やまぐち うねみ</small>	—	新任 社外 独立

再任 再任取締役候補者

新任 新任取締役候補者

社外 社外取締役候補者

独立 証券取引所の定めに基づく独立役員候補者

候補者
番号

1

かわせ ひろひで
河瀬 博英 (1965年11月26日生)

再任

所有する当社の株式数…… 74,304株



略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1988年3月	当社入社	2019年3月	当社取締役マーケティング室長
2010年1月	当社沖縄支店長	2020年3月	当社取締役上席執行役員
2013年4月	当社九州支店長		本社営業部統括部長
2016年1月	当社ベスパック事業部長	2021年3月	当社代表取締役 社長執行役員
2018年1月	当社マーケティング室長		現在に至る
2018年3月	当社執行役員マーケティング室長		

取締役候補者とした理由

河瀬博英氏は、当社グループにて沖縄支店長、九州支店長、ベスパック事業部長、マーケティング室長、本社営業部統括部長を務めるなど豊富な経験と幅広い見識を有し、2019年3月より当社の取締役として経営に携わっております。また、2021年3月より当社の代表取締役社長執行役員として当社グループを統括しており、経営計画の策定を指揮し、計画の遂行に強いリーダーシップを発揮しております。これらのことから、当社グループの企業価値向上に必要な人材であると判断し、同氏を引き続き取締役候補者いたしました。

候補者
番号

2

ひろ わたり まこと
廣渡 眞 (1956年9月1日生)

再任

所有する当社の株式数…… 105,487株



略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1980年3月	当社入社	2011年3月	当社常務取締役営業部門管掌
2001年1月	岡部建材株式会社九州支社長	2013年3月	当社代表取締役社長
2003年3月	岡部ストラクト株式会社取締役	2016年3月	オカベ・ノースアメリカINC. 取締役社長
2005年1月	当社営業本部営業推進統括部長	2020年3月	当社代表取締役社長執行役員
2005年3月	当社執行役員営業本部営業推進統括部長	2021年3月	当社代表取締役会長執行役員
2007年4月	当社執行役員本社営業部長	2023年3月	当社取締役 会長執行役員
2009年3月	当社取締役本社営業部長		現在に至る

取締役候補者とした理由

廣渡 眞氏は、当社グループにて国内・海外子会社社長、営業部門管掌を務めるなど豊富な経験と幅広い見識を有し、2009年3月より当社の取締役として経営に携わっております。また、2013年3月より当社代表取締役社長、2021年3月より当社代表取締役会長執行役員、2023年3月より当社取締役会長執行役員を務めるなど、企業経営者としての豊富な経験と経営に関する高い見識と監督能力を有しております。これらのことから、当社グループの企業価値向上に必要な人材であると判断し、同氏を引き続き取締役候補者いたしました。

候補者
番号

3



ほそみち
細道

やすし
靖 (1959年7月7日生)

再任

所有する当社の株式数…… 55,160株

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

2010年11月	当社入社 当社内部監査室長
2013年4月	当社管理部経理財務グループ部長
2014年3月	当社執行役員管理部経理財務グループ部長
2016年3月	当社取締役管理部統括部長・管理部経理財務グループ部長
2018年3月	当社取締役管理部統括部長・管理部経理財務グループ部長・管理部総務人事グループ部長
2019年3月	当社常務取締役管理部門管掌
2020年3月	当社取締役常務執行役員管理部門管掌
2022年3月	当社取締役専務執行役員管理部門管掌・国際部門管掌
2024年1月	当社取締役 専務執行役員 管理部門管掌 現在に至る

取締役候補者とした理由

細道 靖氏は、当社グループにて内部監査室長、管理部経理財務グループ部長、管理部総務人事グループ部長、管理部統括部長、管理部門管掌、国際部門管掌を務めるなど豊富な経験と幅広い見識を有し、2016年3月より当社の取締役として経営に携わっております。これらのことから、当社グループの企業価値向上に必要な人材であると判断し、同氏を引き続き取締役候補者といたしました。

候補者
番号

4



みかみ としひこ
三上 俊彦 (1961年2月23日生)

再任

所有する当社の株式数…… 49,410株

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1984年5月	当社入社	2018年3月	当社執行役員土木事業部長
2003年1月	岡部建材株式会社東北支社盛岡支店長	2019年3月	当社取締役土木事業部長
2005年1月	当社東北支店盛岡営業部長	2020年3月	当社取締役上席執行役員土木事業部長
2008年1月	当社本社営業部営業推進グループ部長	2021年3月	当社取締役常務執行役員技術開発部門管掌
2010年1月	当社東北支店長	2024年1月	当社取締役 常務執行役員 国際部門管掌 現在に至る
2012年1月	当社関西支店長		
2016年1月	当社土木事業部長		

取締役候補者とした理由

三上俊彦氏は、当社グループにて東北支店長、関西支店長、土木事業部長、技術開発部門管掌を務めるなど豊富な経験と幅広い見識を有し、2019年3月より当社の取締役として経営に携わっております。これらのことから、当社グループの企業価値向上に必要な人材であると判断し、同氏を引き続き取締役候補者といたしました。

候補者
番号

5



か い とし のり
甲斐 寿徳 (1965年11月16日生)

再任

所有する当社の株式数…… 29,503株

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1989年12月	当社入社	2022年1月	当社取締役 上席執行役員 営業部統括部長 現在に至る
2012年4月	当社関西支店大阪営業部長		
2013年4月	当社沖縄支店長		
2016年1月	当社九州支店長		
2017年4月	当社東京支店長		
2019年3月	当社執行役員東京支店長		
2021年3月	当社取締役上席執行役員本社営業部統括部長		

取締役候補者とした理由

甲斐寿徳氏は、当社グループにて沖縄支店長、九州支店長、東京支店長、営業部統括部長を務めるなど豊富な経験と幅広い見識を有し、2021年3月より当社の取締役として経営に携わっております。これらのことから、当社グループの企業価値向上に必要な人材であると判断し、同氏を引き続き取締役候補者いたしました。

候補者
番号

6



えん どう とし なり
遠藤 年誠 (1962年6月17日生)

再任

所有する当社の株式数…… 39,473株

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1992年10月	当社入社	2018年3月	当社取締役生産部統括部長
2010年4月	当社久喜工場製造部長	2020年3月	当社取締役 上席執行役員 生産部統括部長 現在に至る
2014年4月	当社久喜工場長		
2015年8月	当社生産部長		
2015年10月	当社茨城工場長		
2016年3月	当社執行役員茨城工場長		
2018年1月	当社執行役員生産部統括部長		

取締役候補者とした理由

遠藤年誠氏は、当社グループにて久喜工場長、茨城工場長、生産部統括部長を務めるなど豊富な経験と幅広い見識を有し、2018年3月より当社の取締役として経営に携わっております。これらのことから、当社グループの企業価値向上に必要な人材であると判断し、同氏を引き続き取締役候補者いたしました。

候補者
番号

7

は せ が わ な お や
長谷川 直哉

(1958年11月7日生)

再任 社外 独立

所有する当社の株式数…… 2,253株



略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1982年4月	安田火災海上保険株式会社 (現 損害保険ジャパン株式会社) 入社	2020年4月	サッポロホールディングス株式会社 サステナビリティ・シニアアドバイザー 現在に至る
1998年3月	法政大学社会科学部研究科修士課程修了 経営学修士	2021年3月	当社社外取締役 現在に至る
2002年3月	早稲田大学法学研究科修士課程修了 法学修士	2021年6月	日産東京販売ホールディングス株式会社 社外取締役 現在に至る
2005年3月	横浜国立大学国際社会科学部研究科博士 後期課程修了 経営学博士	2022年10月	株式会社シルバライフ 社外取締役（監査等委員） 現在に至る
2011年4月	法政大学人間環境学部人間環境学科教授 現在に至る	2024年1月	ミライアル株式会社 顧問 現在に至る
		2024年2月	湖北工業株式会社 顧問 現在に至る

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

長谷川直哉氏は、サステナビリティ経営、CSR（企業の社会的責任）、企業倫理及び企業家史を専門分野としており、高い見識及び専門性を有しておられます。同氏は過去に会社の経営に関与されたことはありませんが、企業人としてまた学識経験者として豊富な経験を有しておられることから、当社グループの企業価値を高めるSDGs戦略の構築に必要な人材であると判断し、また、経営の監督に加え、中長期的な企業価値向上の観点から当社の経営全般に対して意見・助言をいただくことが期待できることから、同氏を引き続き社外取締役候補者といたしました。

同氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての通算の在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。

候補者
番号

8

にし がい かず ひさ
西海 和久 (1950年7月29日生)

再任 社外 独立

所有する当社の株式数…… 一株



略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1975年4月	ブリヂストンタイヤ株式会社 (現 株式会社ブリヂストン) 入社	2012年3月	同社代表取締役COO
2004年4月	同社製造技術開発本部長	2016年3月	同社取締役代表執行役COO
2005年1月	同社執行役員	2019年1月	同社取締役
2007年10月	同社常務執行役員	2019年3月	同社エクスターナル・アドバイザー 現在に至る (2024年3月31日退任予定)
2008年3月	同社取締役常務執行役員	2020年3月	三井海洋開発株式会社 社外取締役 現在に至る
2010年3月	同社代表取締役専務執行役員	2023年3月	当社社外取締役 現在に至る

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

西海和久氏は、これまで大手製造業の代表取締役COOを歴任されるなど、企業経営者としての豊富な経験と高い見識を有しておられます。加えて、生産技術、工場運営、販売等に関する豊富な業務経験の他、特にグローバルビジネスに対する高い見識を有しておられることから、当社グループの企業価値向上に必要な人材であると判断し、また、経営の監督に加え、中長期的な企業価値向上の観点から当社の経営全般に対して意見・助言をいただくことが期待できることから、同氏を引き続き社外取締役候補者といたしました。

同氏は、現在、当社の社外取締役ですが、社外取締役としての通算の在任期間は、本総会最終の時をもって1年となります。

候補者
番号

9

やまぐち
山口

うねみ
畝 誉

(1962年11月26日生)

新任 社外 独立

所有する当社の株式数…… 一株



略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1985年 4月	ジョンズワイヤエンドサンズ（ジャパン）リミテッド入社	2008年 2月	日本マイクロソフト株式会社ゼネラルビジネスマーケティング統括本部 統括本部長
1993年 6月	アップルコンピュータ株式会社（現 Apple Japan合同会社）営業本部 販推進課 課長	2010年 7月	EMCジャパン株式会社（現 デル・テクノロジーズ株式会社）パートナー営業本部 パートナービジネス推進部 部長
1998年 1月	コンパクトコンピュータ株式会社（現 株式会社日本HP）経営企画統括本部宣伝部 部長	2018年 1月	リコージャパン株式会社 執行役員 ICT事業本部 副事業本部長
2002年10月	日本ピープルソフト株式会社（現 日本オラクル株式会社）マーケティング本部 部長	2018年 4月	リコーITソリューションズ株式会社 取締役 U・アカデミー 代表
2003年 7月	日本テレコム株式会社（現 ソフトバンク株式会社）コンシューマ事業本部 マーケティング部 部長	2020年 4月	現在に至る 株式会社MCJ 社外取締役
2005年 6月	株式会社ロジケール 新規事業開発部 部長	2022年 6月	現在に至る

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

山口畝誉氏は、ICT分野のグローバル企業におけるビジネスプランニング、マーケティング、プロジェクトマネジメント業務及び企業経営者としての豊富な経験と高い見識を有しておられることから、当社グループの企業価値向上に必要な人材であると判断し、また、経営の監督に加え、中長期的な企業価値向上の観点から当社の経営全般に対して意見・助言をいただくことが期待できることから、同氏を社外取締役候補者といたしました。

- (注) 1. 所有する当社の株式数には、役員持株会名義で所有する持分株式数を含んでおります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 長谷川直哉氏、西海和久氏及び山口畝誉氏は、社外取締役候補者であります。
4. 当社は長谷川直哉氏及び西海和久氏との間で、会社法第427条第1項及び当社定款の定めに基づき、責任限定契約を締結しており、両氏が選任された場合には、当該契約を継続する予定であります。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額としております。また、山口畝誉氏が選任された場合には、当社は同氏との間で同様の契約を締結する予定であります。
5. 当社は、長谷川直哉氏及び西海和久氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ており、両氏が選任された場合には、改めて両氏を独立役員として届け出る予定であります。また、山口畝誉氏が選任された場合には、同氏を独立役員として届け出る予定であります。
6. 山口畝誉氏の戸籍上の氏名は関根畝美であります。
7. 当社は、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しており、2024年4月に更新する予定であります。なお、その概要は次のとおりです。
- (1) 被保険者
当社の取締役及び執行役員、当社連結子会社及び当社非連結子会社の取締役及び監査役、並びに、それらの退任者が被保険者になります。
- (2) 被保険者の負担割合 0%
- (3) 填補の対象となる保険事故の概要
被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害について填補するものです。
- (4) 職務執行の適正性が損なわれないようにするための措置
縮小支払割合及び免責金額等を定めております。

【ご参考】取締役のスキル・マトリックス

当社グループは、2024年度から2026年度までの3ヵ年を対象とする新・中期経営計画「OX-2026 (okabe Transformation 2026)」を策定いたしました。OX-2026の方向性としまして、事業環境の変化やリスクを機会ととらえ、国内外のマテリアリティ（重要課題）にソリューションを提供し、持続的な成長を図るため、事業ポートフォリオの見直しも含めて経営リソースを集中し、サステナビリティ経営を推進してまいります。

当社の中長期的な方向性や経営戦略に基づき、取締役会構成員に対して期待するスキル・経験を特定したうえで、各取締役が有するスキル・経験のうち、特に貢献が期待されるスキル・経験を以下のとおり一覧表にしております。

取締役 (現任・候補者含む)				取締役に対して期待するスキル・経験										
				企業 経営	新規 事業	DX・ ICT	財務・ 会計	法務・ リスクマネ ジメント	人事・ ダイバー シティ	グローバル	営業・ マーケテ ィング	研究 開発	製造・ 生産技術	ESG・ サステナ ビリティ
取締 役	河瀬博英	男性	再任	●	●						●			●
	廣渡 眞	男性	再任	●						●	●			●
	細道 靖	男性	再任	●			●	●	●					
	三上俊彦	男性	再任	●				●			●	●		
	甲斐寿徳	男性	再任	●							●			
	遠藤年誠	男性	再任									●	●	●
	長谷川直哉	男性	再任	社外	独立		●							●
	西海和久	男性	再任	社外	独立	●				●		●	●	
	山口畝誉	女性	新任	社外	独立		●	●		●	●			
取締 役 (監 査 等 委 員)	野原芳治	男性					●	●					●	
	山崎克之	男性		社外	独立			●						●
	石本哲敏	男性		社外	独立			●	●					●
	野田弘子	女性		社外	独立		●	●	●	●				

(注) 上記一覧表は各取締役が有するスキルを最大4つまで記載したもので、保有するすべてのスキルを表すものではありません。

スキル・マトリックス各項目の選定理由

企業経営	取締役会に期待される、経営を監視する役割及び経営の明確な方向性を示す役割を果たすため、企業経営・事業ユニット経営に関する知識・経験が必要である。
新規事業	新たな事業の柱の構築を推進していくため、新規事業開発に関する知識や新規事業立上げの責任者としての経験が必要である。
DX・ICT	顧客への新たな価値提供においてICTの活用・浸透が重要であることから、DXを推進し、これを強みとする企業体質を構築することができる幅広い知見・経験が必要である。
財務・会計	強固な財務基盤を構築することはもとより、成長投資と株主還元を両立させた企業価値の向上及び持続的な成長を目指すため、財務・会計に関する知識・経験が必要である。
法務・リスクマネジメント	ガバナンス体制の構築、コンプライアンスの向上、リスクマネジメントの徹底により、持続的な企業価値向上の基盤をつくるための法務やリスクマネジメントに関する知識・経験が必要である。
人事・ダイバーシティ	多様な人財の活躍及びこれを支える組織開発を促進することが重要であり、人的資源を有効に活用し、事業に貢献する施策を実施していくことができる幅広い知見・経験が必要である。
グローバル	当社グループの今後の企業価値の向上にはグローバル事業の成長戦略の策定及び経営監督が重要であることから、海外事業のマネジメント経験や海外の事業環境などに関する豊富な知識・経験が必要である。
営業・マーケティング	顧客満足を生み出すとともに、市場から競争戦略につながる有益な情報を得て、さらなる顧客層の拡大を図っていくためには、営業やマーケティングに関する知識・経験が必要である。
研究開発	優れた製品・サービスの提供や、高品質を維持し、新たなイノベーションの創出による持続的な成長及び企業価値の向上を実現するためには、研究開発に関する専門的な知識・経験が必要である。
製造・生産技術	優れた製品・サービスの提供や、高品質を維持し、新たなイノベーションの創出による持続的な成長及び企業価値の向上を実現するためには、製造・生産技術に関する専門的な知識・経験が必要である。
ESG・サステナビリティ	当社グループのサステナビリティ基本方針に則り、ESGに関する課題に向き合い、長期的な視野を持って持続的な成長及び企業価値の向上を実現するためには、ESGやサステナビリティに関する幅広い知見・経験が必要である。

第2号議案

当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収への対応方針）の継続の件

当社は、2024年2月19日開催の取締役会において、2021年3月26日開催の当社定時株主総会にて株主の皆様のご承認をいただきました「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（以下、「本プラン」といいます。）」を継続することに関し、2024年3月28日開催予定の当社定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）にて株主の皆様にご賛否をお諮りすべく議案を提出することについて決議を行いました。

本プランの有効期間は本定時株主総会終結の時までであることから、企業価値の向上、株主共同の利益の保護といった観点から、継続の是非も含めてそのあり方について検討をしております。その結果、情勢の変化や機関投資家の動向等を踏まえ、株主の皆様にご承認いただくことを条件として継続することを決定したものでございます。本定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただいた場合には、本プランの有効期限は2027年開催予定の定時株主総会終結の時となります。

つきましては、本プランの継続について、株主の皆様にご承認をお願いしたいと存じます。

なお、本プランの継続にあたり、見直しを行った主な内容は以下のとおりです。

- ①本プランの対象となる大規模買付等の定義の見直し
- ②その他、文言の修正等

また、本プランの継続につきまして、当社監査等委員会は、本プランの基本的運用が適正に行われることを前提として、賛成する旨の意見を述べております。

I. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様のご決定に委ねられるべきだと考えております。

ただし、株式の大規模買付提案の中には、たとえばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとはいえないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもあります。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉などを行う必要があると考えております。

II. 基本方針の実現に資する取組み

1. 企業価値の向上・株主共同利益の確保に向けた取組みについて

(1) 企業価値・株主共同利益の源泉

当社は1917年（大正6年）創業以来107年の歴史を有しております。創業時にはカスガイなどの簡易な建築関連部材を製造しておりましたが、1951年（昭和26年）にコンクリート型枠工法に革命をもたらしたフォームタイ工法の開発に成功して以来、構造分野、土木分野などの建設領域はもとより、金属加工を中心に周辺領域にも事業を拡大しつつ、常に顧客の要求と信頼に応える経営を実践してまいりました。

このような事業展開を支える当社の企業価値の源泉は、1917年（大正6年）の創業以来107年の歴史のなかで培った企業理念、この理念に基づいた経営によって蓄積した技術力及び原材料等の仕入先から当社製品の販売先である顧客を含むすべての取引先との強固な信頼関係などから構築されており、これらの企業価値の源泉が結実した成果が“okabe”ブランドであると認識しております。

まず、企業理念について具体的には①あらゆる職場が開拓精神を旨とし、創意工夫革新に努力すること、②サービス精神を旨とし、社会に奉仕し社運の発展に努力すること、③人材の育成に努力し、企業の永遠の発展を期すること、④社員にとってその一生を託して、悔いすることのない職場たること、の4点を社是に掲げ、役員・社員はもとより広く会社を取り巻くすべてのステークホルダーに満足を提供することが企業の存在を可能にするとの考えに基づいております。

次に、これらの企業理念に裏打ちされた経営の実践においては、メーカーの原点である製品開発技術、生産技術、品質管理技術、情報の質量両面における収集・分析技術などを維持向上させるべく努力して、これらの技術が具現化した製品を社会に提供することが使命であると認識しております。当社では、このような認識を表す経営理念として「安全・安心の提供を通じて社会に貢献する」を掲げておりますが、建設工事の安全と省力化に貢献することをはじめ、耐震・免震工法による地震に強い建築基礎部材の提供、各種の補強緑化工法によって環境保全の一翼を担うなど、技術力に担保され、かつ、社会に貢献する製品開発が極めて重要であり、全社をあげて卓越した技術力の向上に取り組むことが不可欠であると考えております。

さらに、107年の歴史のなかで誠実かつ真摯に企業経営に取り組んでまいりましたことから、原材料の供給元である素材メーカーや部品メーカーをはじめ流通面での取引先、当社製品の最終ユーザーまでも含むすべての取引先との強固な信頼を構築してまいりました。

このように、広く社会に目を向けた企業理念、技術力に裏打ちされた製品の提供、すべての取引先との信頼関係の構築などが当社の企業価値の源泉であり、これを継続的に磨き進化させることがブランド力の増大となり、同時に企業価値の向上を意味すると考えております。当社は、企業価値の向上が、ひいては株主共同の利益の確保につながるものと認識しております。

(2) 「okabe コーポレートビジョン 2040」の策定

当社グループは、「安全・安心の提供を通じて社会に貢献する」という経営理念のもと、以下のとおり、2040年の将来像、ありたい姿として、「okabe コーポレートビジョン 2040」を策定しました。このビジョンの実現に向け、当社グループ一人ひとりが一丸となり、業務に邁進することが、企業価値の向上及び株主共同の利益の確保につながることを確信しております。

① 「okabe コーポレートビジョン 2040」

これまででも、そしてこれからも

建設を支える耐震建材メーカーとして培った「創造力」×「つなぐ力」×「人の力」で世界中の人々の生活に安全・安心を提供するグローバル・ソリューションプロバイダー

② 「okabe コーポレートビジョン 2040」に込めた想い

(i) 創造力

創造的な技術力により、建物と人々の安全・安心を支える会社でありたいと考えており、新しい技術を活用し、建設工事の自動化やゼロエミッション等に向けたソリューションを生み出し続ける会社を目指してまいります。

(ii) つなぐ力

お客様、株主・投資家様、協力会社・サプライヤー様、社員、地域社会とのコミュニケーションで生まれる人とつながる力、建設現場に使われる重要な部材をつなげて安全性を高める力を示しております。

(iii) 人の力

社是に掲げている「人材の育成に努力し、企業の永遠の発展を期すること」、「社員にとってその一生を託して、悔いることのない職場たること」が示すように、すべての基盤は「人の力」にあると信じており、2040年も不変であることを示しております。

これらの3つの力の根底にあるのは、「安全・安心の提供を通じて社会に貢献する」という想いで。様々な外部環境の変化を想定しながら、地球環境と人類が良い方向に変化するよう、地球の一員として、持続可能な社会に貢献できる会社でありたいという想いを込めております。

(3) 新・中期経営計画「OX-2026 (okabe Transformation 2026)」の策定

当社グループは、「okabe コーポレートビジョン 2040」の実現に向け、2024年度を初年度とする新・中期経営計画「OX-2026 (okabe Transformation 2026)」を策定しました。当社グループを取り巻く事業環境の変化やリスクを機会ととらえ、国内外のマテリアリティ（重要課題）にソリューションを提供し、持続的な成長を図るため、事業ポートフォリオの見直しも含めて経営リソースを集中し、サステナビリティ経営を推進してまいります。

新・中期経営計画「OX-2026 (okabe Transformation 2026)」の3つの柱と主な施策は次のとおりです。

- ①カスタマー・セントリック（顧客が抱える課題を最優先で解決するための体制整備と取組みの実施）
 - ・顧客及び社会の課題を解決する製品の開発
 - ・新たなニーズを捉えた新製品の開発及び新規事業の創出
 - ・国内建設に特化した商品企画室の新設
 - ・北米及びASEAN市場に適したソリューションの提供による建設事業のグローバル展開加速
 - ・海洋事業におけるブルーカーボン事業開始
- ②人的資本経営の実践と経営基盤の強化
 - ・人的資本を中心とした非財務KPIのチャレンジングな設定及び目標の達成
 - ・海外子会社ガバナンスの改善
- ③DXの更なる推進
 - ・基幹システムの刷新、業務プロセスの改革及び変革
 - ・DXの推進による、他社との差別化、新たな事業機会の創出、並びに、売上拡大に繋がる施策の検討及び実施
 - ・IT戦略室の新設

2. コーポレート・ガバナンス強化による取組みについて

当社は、将来にわたり企業価値を向上させ社会的責任を果たすためにはコーポレート・ガバナンス体制の確立が重要であると認識しており、経営理念、社是、法令遵守等の重要性を全社的に啓発し事業活動における規律を向上させることを基本として、コーポレート・ガバナンス体制の確立に取り組んでおります。

当社における企業統治の体制については、取締役12名（うち社外取締役5名）により取締役会を構成し、毎月1回以上開催される取締役会において重要な意思決定を行うと共に、取締役相互に業務執行を監督しております。また、取締役の意思決定機能を強化するため、代表取締役社長執行役員及び各部門担当取締役で構成される経営会議を開催し、経営上重要な案件につき、事前に十分な検討を行っております。業務執行体制としては、代表取締役社長執行役員をはじめとして、特に重要な職務権限を有する者を執行役員として任命し、業務

執行責任の明確化を図っております。当社は、取締役会の役割・責務を実効的に果たすために、取締役会の機能状況を毎年定期的に検証し、その結果分析を踏まえ、問題点等の改善措置を講じていくという継続的なプロセス（取締役会の実効性評価）を実施しております。

この他、代表取締役社長執行役員及び各部門の責任者等で構成される部門責任者会議を原則として週1回開催し、取締役会の業務執行決定権限のうち取締役に委任した事項等について意思決定を行っております。また、複数の部門にまたがる業務執行の効率化を促進すると共に、社会的規範への適合性の観点からも常に必要な検討を加えております。

当社は、監査等委員会設置会社を選択しており、業務執行の適法性、妥当性の監査・監督を担うことでより透明性の高い経営を実現し、国内外のステークホルダーの期待により的確に応えうる体制の構築に努めております。また、取締役会の業務執行決定権限を取締役に委任できる体制をとることにより、取締役会の適切な監督のもとで経営の意思決定及び執行のさらなる迅速化を図っております。

当社は、社外取締役が委員長、かつ、過半数を占める指名・報酬委員会を設置し、取締役の指名及び報酬の決定に関する手続きの透明性及び客観性の確保、取締役会の機能の独立性、並びに、客観性及び説明責任の強化に努めております。指名・報酬委員会は、取締役会の諮問に応じて、次の事項について審議し、意見を表明しております。

- ・取締役候補者（監査等委員である取締役を含む。）の指名及び解任に関する事項
- ・取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬水準・報酬構成、インセンティブ制度の算定方法、評価体系の仕組み及び個人別の支給額等に関する事項

当社は、持続的な企業価値の向上を図るため、代表取締役社長執行役員、取締役会長執行役員、各部門の担当取締役及び監査等委員会委員長が委員を務めるリスクマネジメント委員会を設置し、当社グループのリスクマネジメントの全体方針及び計画の策定、並びに、リスクマネジメントの推進を実施しております。

また、当社は、社外取締役が委員長、並びに、代表取締役社長執行役員、取締役会長執行役員、各部門の担当取締役及び監査等委員会委員長が委員を務めるサステナビリティ委員会を設置し、当社グループの中長期経営戦略の基盤となるサステナビリティ経営を推進しております。

なお、当社は代表取締役社長執行役員の直轄部門として内部監査室を設置し、内部統制の整備・運用状況につき有効性評価等を実施するなど、監査機能の充実を図っております。さらに、常設組織として取締役兼役付執行役員を委員長とする、コンプライアンス委員会を設置しており、全社員を対象とした法令遵守等の啓発活動を実施しております。

Ⅲ. 会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

1. 本プラン継続の目的

当社取締役会は、当社株式等に対する大規模買付等がなされた際に、当該大規模買付等に応じるべきか否かを株主の皆様がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的に、本プランを継続することといたしました。

また、2023年12月31日現在における当社大株主の状況は、別紙1「当社の大株主の株式保有状況」のとおりであります。なお、当社は現時点において当社株式等の大規模買付行為に係る提案を受けておりません。

2. 本プランの内容

本プランは、以下のとおり、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを策定すると共に、一定の場合には当社が対抗措置をとることによって大規模買付行為を行おうとする者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者に対して、警告を行うものであります。

本プランにおいては、対抗措置の発動等にあたって、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、独立委員会規程に従い、当社の社外取締役、又は社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士、学識経験者又はこれらに準じる者）で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会（以下、「独立委員会」といいます。）の勧告を最大限尊重すると共に、株主及び投資家の皆様に適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしております。本プラン継続時における独立委員会の委員（以下、「独立委員」といいます。）は、別紙2に記載の4氏を予定しております。

（1）本プランに係る手続き

①対象となる大規模買付等

本プランは以下の（i）、（ii）又は（iii）に該当する当社株式等の買付け又はこれに類似する行為（ただし、当社取締役会が承認したものを除きます。かかる行為を、以下、「大規模買付等」といいます。）がなされる場合を適用対象といたします。大規模買付等を行い、又は行おうとする者（以下、「買付者等」といいます。）は、予め本プランに定められる手続きに従わなければならないものといたします。

- （i）当社が発行者である株式等¹について、保有者²の株式等保有割合³が20%以上となる買付け
- （ii）当社が発行者である株式等⁴について、公開買付け⁵に係る株式等の株式等所有割合⁶及びその特別関係者⁷の株式等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け
- （iii）上記（i）又は（ii）に規定される各行為が行われたか否かにかかわらず、特定の株主が、当社の他の株主（複数である場合を含みます。以下本（iii）において同じとします。）との間で行う行為であり、

かつ、当該行為の結果として当該他の株主が当該特定の株主の共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、又は当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配しもしくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係⁸を樹立する行為⁹（但し、当社が発行者である株式等につき当該特定の株主と当該他の株主の株式等保有割合又は株式等所有割合の合計が20%以上となるような場合に限り。）

②「意向表明書」の当社への事前提出

買付者等におきましては、大規模買付等の実行に先立ち、当社取締役会に対して、当該買付者等が大規模買付等に際して本プランに定める手続きを遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下、「意向表明書」といいます。）を当社の定める書式により日本語で提出していただきます。

具体的には、「意向表明書」には、以下の事項を記載していただきます。

(i) 買付者等の概要

(イ) 氏名又は名称及び住所又は所在地

(ロ) 代表者の役職及び氏名

(ハ) 会社等の目的及び事業の内容

(ニ) 大株主又は大口出資者（所有株式又は出資割合上位10名）の概要

(ホ) 国内連絡先

(ヘ) 設立準拠法

(ii) 買付者等が現に保有する当社の株式等の数及び「意向表明書」提出前60日間における買付者等の当社の株式等の取引状況

(iii) 買付者等が提案する大規模買付等の概要（買付者等が大規模買付等により取得を予定する当社の株式等の種類及び数、並びに、大規模買付等の目的（支配権取得もしくは経営参加、純投資もしくは政策投資、大規模買付等の後の当社の株式等の第三者への譲渡等、又は重要提案行為等¹⁰その他の目的がある場合には、その旨及び内容。なお、目的が複数ある場合にはそのすべてを記載していただきます。）を含みます。）

③「本必要情報」の提供

上記②の「意向表明書」をご提出いただいた場合には、買付者等におきましては、以下の手順に従い、当社に対して、大規模買付等に対する株主の皆様のご判断及び当社取締役会の評価・検討のために必要かつ十分な情報（以下、「本必要情報」といいます。）を日本語で提供していただきます。

まず、当社は、買付者等に対して、「意向表明書」を提出していただいた日から10営業日¹¹（初日不算入）以内に、当初提出していただくべき情報を記載した情報リスト（以下、「当初情報リスト」といいます。）を上記②（i）（ホ）の国内連絡先に発送いたしますので、買付者等には、かかる「当初情報リスト」に従って十分な情報を当社に提出していただきます。

また、上記の「当初情報リスト」に従い買付者等から提供していただいた情報では、大規模買付等の内容及び態様等に照らして、株主の皆様のご判断及び当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会が合理的に判断する場合には、当社取締役会が別途請求する追加の情報を買付者等から提供していただきます。

なお、当社取締役会は、本プランの適切かつ迅速な運営を図るため、必要に応じて、買付者等の回答に期限を設ける場合があります。また、「当初情報リスト」の発送日の翌日から起算して60日を、当社取締役会が買付者等に対して情報提供を要請し、買付者等が回答を行う期間（以下、「情報提供期間」といいます。）の上限として設定し、本必要情報が十分に提出されない場合であっても情報提供期間が上限に達したときは、その時点で情報提供に係る買付者等とのやり取りを打ち切り、当該時点までに提供された情報をもって当社取締役会による評価・検討（以下の④）を行うものとします。

大規模買付等の内容及び態様等にかかわらず、以下の各項目に関する情報は、原則として「当初情報リスト」の一部に含まれるものといたします。

- (i) 買付者等及びそのグループ（共同保有者¹²、特別関係者及びファンドの場合は各組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（沿革、具体的名称、資本構成、事業内容、財務内容、役員の名氏及び職歴等を含みます。）
- (ii) 大規模買付等の目的（「意向表明書」において開示していただいた目的の詳細）、方法及び内容（経営参画の意思の有無、大規模買付等の対価の種類及び金額、大規模買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付予定の株式等の数及び買付等を行った後における株式等所有割合、大規模買付等の方法の適法性を含みます。）
- (iii) 大規模買付等の対価の算定根拠（算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報及び大規模買付等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、算定の際に第三者の意見を聴取した場合における当該第三者の名称、意見の概要及び当該意見を踏まえて金額を決定するに至った経緯を含みます。）
- (iv) 大規模買付等の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法及び関連する取引の内容を含みます。）
- (v) 大規模買付等に際しての第三者との間における意思連絡の有無及び意思連絡がある場合はその内容及び当該第三者の概要
- (vi) 買付者等が既に保有する当社の株式等に関する貸借契約、担保契約、売戻契約、売買の予約その他の重要な契約又は取決め（以下、「担保契約等」といいます。）がある場合には、その契約の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株式等の数量等の当該担保契約等の具体的内容
- (vii) 買付者等が大規模買付等において取得を予定する当社の株式等に関し担保契約等の締結その他第三者との間の合意の予定がある場合には、予定している合意の種類、契約の相手方及び契約の対象と

なっている株式等の数量等の当該合意の具体的内容

- (viii) 大規模買付等の後における当社及び当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策
- (ix) 大規模買付等の後における当社の従業員、労働組合、取引先、顧客及び地域社会その他の当社に係る利害関係者の処遇等の方針
- (x) 当社の他の株主との利益相反を回避するための具体的方策

なお、当社は、当社取締役会が買付者等から大規模買付等の提案がなされた事実については速やかに開示し、提案の概要及び本必要情報の概要、並びに、その他の情報のうち株主及び投資家の皆様のご判断に必要であると認められる情報がある場合には、適切に開示いたします。

また、当社は、当社取締役会が買付者等による本必要情報の提供が十分になされたと認めた場合には、その旨を買付者等に通知（以下、「情報提供完了通知」といいます。）すると共に、速やかにその旨を開示いたします。

情報提供期間は、当社取締役会が情報提供完了通知を行った日又は情報提供期間が上限に達した日のいずれか早い方の日をもって終了するものとします。

④取締役会評価期間の設定等

当社取締役会は、情報提供期間が終了した日の翌日を起算日として、大規模買付等の評価の難易度等に応じて、以下の（i）又は（ii）の期間を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）として設定し、速やかに開示いたします。

- （i）対価を現金（円貨）のみとする当社全株式等を対象とする公開買付けの場合には最大60日間
- （ii）その他の大規模買付等の場合には最大90日間

ただし、上記（i）（ii）いずれにおいても、取締役会評価期間は取締役会及び独立委員会が合理的に必要と認める場合には延長できるものとし、その場合は、具体的延長期間及び当該延長期間が必要とされる合理的な理由を買付者等に通知すると共に株主及び投資家の皆様に開示いたします。また、延長の期間は最大30日間といたします。

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、買付者等から提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付者等による大規模買付等の内容の検討等を行うものいたします。当社は、当社取締役会がこれらの検討等を通じて、大規模買付等に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、買付者等に通知すると共に、適時かつ適切に株主及び投資家の皆様に開示いたします。また、必要に応じて、買付者等との間で大規模買付等に関する条件・方法について交渉し、さらに当社取締役会として、株主及び投資家の皆様に代替案を提示することもあります。

⑤対抗措置の発動に関する独立委員会の勧告

独立委員会は、取締役会評価期間内に、上記④の当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案と並行して、以下の手続きに従い、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非に関する勧告を行うものとしたします。独立委員会の判断が、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した第三者（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとしたします。なお、独立委員会が当社取締役会に対して以下の（i）又は（ii）に定める勧告をした場合には、当社取締役会は、当該勧告の事実とその概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示いたします。

（i）買付者等が本プランに規定する手続きを遵守しない場合

独立委員会は、買付者等が本プランに規定する手続きを遵守しない場合は、当社取締役会に対して、対抗措置の発動を勧告する場合があります。

（ii）買付者等が本プランに規定する手続きを遵守した場合

独立委員会は、買付者等が本プランに規定する手続きを遵守した場合には、原則として当該買付け等に対する対抗措置の不発動を勧告することとしたします。

ただし、本プランに規定する手続きが遵守されている場合であっても、別紙3に掲げる行為が意図されており、当該買付け等が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであると認められ、かつ対抗措置の発動が相当と判断される場合には、例外的措置として、対抗措置の発動を勧告する場合があります。

⑥取締役会の決議、株主意思の確認

当社取締役会は、上記⑤に定める独立委員会の勧告を最大限尊重するものとし、かかる勧告を踏まえて当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から速やかに対抗措置の発動又は不発動の決議を行うものとしたします。

なお、独立委員会が対抗措置の発動を勧告するに際して、当該発動に関して事前に株主意思の確認を得るべき旨の留保を付した場合、当社取締役会は、実務上開催が著しく困難な場合を除き、実務上可能な限り最短の時間で株主意思確認のための株主総会（以下、「株主意思確認総会」といいます。）を招集し、対抗措置の発動に関する議案を付議します。株主意思確認総会は、定時株主総会又は臨時株主総会とあわせて開催する場合があります。当社取締役会において株主意思確認総会の開催を決定した場合には、取締役会評価期間はその時点を以て終了するものとします。当該株主意思確認総会にて、対抗措置の発動に関する議案が可決された場合には、当社取締役会は株主意思確認総会における決定に従い、対抗措置の発動に関する決議を行い、必要な手続きを行います。一方、当該株主意思確認総会において、対抗措置の発動に関する議案が否決された場合には、当社取締役会は、対抗措置の不発動に関する決議を行います。

株主意思確認総会における投票又は書面投票の結果は、当社の株主総会における普通決議の要件に準じて決するものとします。

当社取締役会は、上記の決議を行った場合には、その内容が対抗措置の発動であるか不発動であるかを問わず、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。

⑦大規模買付等の開始

買付者等は、上記①から⑥に規定する手続きを遵守するものとし、当該手続きが完了するまでは、大規模買付等を開始することはできないものといたします。

(2) 本プランにおける対抗措置

①対抗措置の具体的内容

当社取締役会が上記(1)⑥に記載の決議に基づき発動する対抗措置としては、新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）の無償割当てを行うことといたします。本新株予約権の無償割当ての概要は、別紙4「新株予約権無償割当ての概要」に記載のとおりといたします。

②対抗措置の中止又は発動の停止

当社取締役会は、対抗措置の発動を決議した後又は発動後においても、(i)買付者等が大規模買付等を中止した場合又は(ii)対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から発動した対抗措置を維持することが相当でないと考えられる状況に至った場合には、独立委員会の勧告を最大限尊重し、対抗措置の中止又は発動の停止を決定することがあります。例えば、対抗措置として当社取締役会が本新株予約権の無償割当てを決議した場合において、買付者等が大規模買付等を中止した場合には、本新株予約権の無償割当てについて設定した基準日に係る権利落ち日の前日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以後本新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいては当社が無償で本新株予約権を取得する等の方法で、対抗措置の発動を停止することができるものといたします。

(3) 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、本定時株主総会にて承認が得られた場合には、2027年3月開催予定の定時株主総会終結の時までの3年間といたします。

ただし、かかる有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランは当該決議に従い、その時点で変更又は廃止されるものといたします。また、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランの廃止の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されるものといたします。

なお、当社取締役会は、会社法、金融商品取引法、その他の法令もしくは金融商品取引所規則の変更又は

これらの解釈・運用の変更、又は税制、裁判例等の変更により合理的に必要と認められる範囲で独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、又は変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止又は変更された場合には、当該廃止又は変更の事実及び（変更の場合には）変更内容その他当社取締役会が適切と認める事項について、情報開示を行います。

3. 本プランの合理性

(1) 買収への対応方針に関する指針の要件をすべて充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）をすべて充足しております。また、2008年6月30日付の企業価値研究会「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」、株式会社東京証券取引所が2021年6月11日に改訂した「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1-5. いわゆる買収防衛策」及び経済産業省が2023年8月31日に公表した「企業買収における行動指針」の内容を踏まえております。

(2) 当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的をもって継続されていること

本プランは、上記1. に記載のとおり、当社株式等に対する大規模買付等がなされた際に、当該大規模買付等に応じるべきか否かを株主の皆様がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって継続されるものであります。

(3) 株主意思を重視するものであること

本プランは、本定時株主総会にて株主の皆様のご承認を得た上で継続するものであります。また、上記2. (3) に記載したとおり、本定時株主総会においてご承認いただいた後も、その後の当社株主総会において本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、当該決議に従い変更又は廃止されることとなります。従いまして、本プランの継続、変更及び廃止には、株主の皆様のご意思が十分反映される仕組みとなっております。

(4) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示により透明性を確保するものであること

本プランは、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、対抗措置の発動等を含む本プランの運用に関する決議及び勧告を客観的に行う取締役会の諮問機関として独立委員会を設置しております。

独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社の社外取締役、又は社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士、学識経験者又はこれらに準じる者）から選任される委員3名以上により構成されます。

また、当社は、必要に応じ独立委員会の判断の概要について株主及び投資家の皆様に情報開示を行うこと

とし、当社の企業価値・株主共同の利益に資するよう本プランの透明な運営が行われる仕組みを確保しております。

(5) 合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、上記2. (1) ⑤及び⑥に記載のとおり、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しております。

(6) デッドハンド型もしくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記2. (3)に記載のとおり、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとされております。従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は1年であり、期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

4. 株主及び投資家の皆様への影響

(1) 本プランの継続時に株主及び投資家の皆様にご与える影響

本プランの継続時には、本新株予約権の発行自体は行われません。従って、本プランがその継続時に株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることはありません。

なお、前述の2. (1)に記載のとおり、買付者等が本プランを遵守するか否かにより当該買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主及び投資家の皆様におかれましては、買付者等の動向にご注意ください。

(2) 本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様にご与える影響

当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、本新株予約権の無償割当てを行う場合には、別途定める割当て期日における株主名簿に記録された株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき本新株予約権1個を上限とした割合で、本新株予約権が無償にて割り当てられます。このような仕組み上、本新株予約権の無償割当て時においても、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じるものの保有する当社株式全体の価値の希釈化は生じず、株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

ただし、買付者等につきましては、この対抗措置の発動により、結果的に、法的権利又は経済的利益に何

らかの影響が生じる場合があります。

なお、当社取締役会が、本新株予約権の無償割当ての決議をした場合であっても、上記2.（2）②に記載の手続き等に従い対抗措置の中止又は発動の停止を決定した場合には、当社株式の株価に相応の変動が生じる可能性があります。例えば、本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後において、当社が対抗措置の発動の停止を実施し本新株予約権を無償取得して新株を交付しない場合には、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じないことになるため、当社株式1株当たりの価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った株主及び投資家の皆様は、株価の変動により損害を被る可能性がある点にご留意ください。

また、本新株予約権の行使又は取得に関して差別的条件を付す場合には、当該行使又は取得に際して、買付者等の法的権利、経済的利益に影響が生じることが想定されますが、この場合であっても、買付者等以外の株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

（3）本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要な手続き

本新株予約権の割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様は、当該新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に新株予約権者となるため、申込みの手続きは不要でございます。

また、当社が取得条項を付した新株予約権の取得の手続きをとる場合には、買付者等以外の株主の皆様におかれましては、新株予約権の行使価格相当の金銭を払い込むことなく、当社による新株予約権取得の対価として当社株式を受領することになるため、当該新株予約権に関する払込み等の手続きは不要となります。

以上のほか、割当て方法、行使の方法及び当社による取得の方法等の詳細については、本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会の決議が行われた後、当社は、その手続きの詳細に関して、適用ある法令及び金融商品取引所規則に基づき、適時かつ適切に開示又は通知を行いますので、当該開示又は通知の内容をご確認ください。

-
- 1 金融商品取引法第27条の23第1項に規定される「株券等」を意味するものとします。以下、別段の定めがない限り同じとします。なお、本プランにおいて引用される法令等に改正（法令名の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます。）があった場合には、本プランにおいて引用される法令等の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後においてこれらの法令等の各条項を実質的に継承する法令等の各条項に読み替えられるものとします。
 - 2 金融商品取引法第27条の23第1項に規定される保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。
 - 3 金融商品取引法第27条の23第4項に規定される「株券等保有割合」を意味するものとします。以下、同じとします。
 - 4 金融商品取引法第27条の2第1項に規定される「株券等」を意味するものとします。以下、(ii)において同じとします。
 - 5 金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。以下、同じとします。
 - 6 金融商品取引法第27条の2第8項に規定される「株券等保有割合」を意味するものとします。以下、同じとします。
 - 7 金融商品取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者をいいます。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。以下、同じとします。
 - 8 「当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配もしくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」が樹立されたか否かの判定は、新たな出資関係、業務提携関係、取引ないし契約関係、役員兼任関係、資金提供関係、信用供与関係、デリバティブや貸株等を通じた当社株式等に関する実質的な利害関係等の形成や、当該特定の株主及び当該他の株主が当社に対して直接・間接に及ぼす影響等を基礎に行うものとします。
 - 9 本文の(iii)所定の行為がなされたか否かの判断は、当社取締役会が独立委員会の勧告に従って行うものとします。なお、当社取締役会は、上記(iii)の要件に該当するか否かの判定に必要とされる範囲において、当社の株主に対して必要な情報の提供を求めることがあります。
 - 10 金融商品取引法第27条の26第1項、金融商品取引法施行令第14条の8の2第1項及び株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第16条に規定される重要提案行為等をいいます。以下、別段の定めがない限り同じとします。
 - 11 営業日とは、行政機関の休日に関する法律第1条第1項各号に掲げる日以外の日をいいます。以下、同じとします。
 - 12 金融商品取引法第27条の23第5項に定義される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされると当社取締役会が認めた者を含みます。以下、同じとします。

以 上

当社の大株主の株式保有状況
(2023年12月31日現在)

- | | |
|---------------|--------------|
| 1. 発行可能株式総数 | 200,000,000株 |
| 2. 発行済株式の総数 | 49,290,632株 |
| 3. 株主数 | 24,507名 |
| 4. 大株主（上位10名） | |

株主名	持株数	持株比率
トルク株式会社	5,386千株	11.59%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	4,162千株	8.96%
株式会社みずほ銀行 （常任代理人 株式会社日本カストディ銀行）	2,311千株	4.97%
株式会社三菱UFJ銀行	2,165千株	4.66%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	1,423千株	3.06%
日本生命保険相互会社 （常任代理人 日本マスタートラスト信託銀行株式会社）	1,388千株	2.98%
岡部 和子	1,004千株	2.16%
第一生命保険株式会社 （常任代理人 株式会社日本カストディ銀行）	870千株	1.87%
岡部協力会社持株会	731千株	1.57%
岡部特約店持株会	638千株	1.37%

- (注) 1. 当社は、自己株式を2,845,130株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

独立委員会委員候補者の略歴

上林 博 (かみばやし ひろし)

1945年 11月 23日生
1970年 3月 東京大学法学部卒業
1972年 4月 検事任官
1983年 12月 法務大臣秘書官
1985年 2月 法務省刑事局付検事
1986年 9月 弁護士登録
1988年 1月 上林・野口法律事務所(現 上林法律事務所)開設(現在に至る)
2014年 3月 当社独立委員会委員(現在に至る)
2014年 6月 日東紡績株式会社社外取締役

長谷川 直哉 (はせがわ なおや)

1958年 11月 7日生
1982年 4月 安田火災海上保険株式会社(現 株式会社損害保険ジャパン)入社
1998年 3月 法政大学社会科学部研究科修士課程修了 経営学修士
2002年 3月 早稲田大学法学部研究科修士課程修了 法学修士
2005年 3月 横浜国立大学国際社会科学部研究科博士後期課程修了 経営学博士
2011年 4月 法政大学人間環境学部人間環境学科教授(現在に至る)
2020年 2月 株式会社パネイル顧問
2020年 4月 サッポロホールディングス株式会社
サステナビリティ・シニアアドバイザー(現在に至る)
2021年 3月 当社社外取締役(現在に至る)
2021年 3月 当社独立委員会委員(現在に至る)
2021年 6月 日産東京販売ホールディングス株式会社社外取締役(現在に至る)
2022年 10月 株式会社シルバーライフ社外取締役(監査等委員)(現在に至る)
2024年 1月 ミライアル株式会社顧問(現在に至る)
2024年 2月 湖北工業株式会社顧問(現在に至る)

高橋 均 (たかはし ひとし)

1955年 9月 21日生

1980年 3月 北海道大学経済学部卒業

1980年 4月 新日本製鐵株式会社 (現 日本製鐵株式会社) 入社
Nippon Steel U.S.A., Inc. Senior manager、鋼管営業部企画調整室長、
監査役事務局部長等を歴任

2005年 3月 筑波大学大学院ビジネス科学研究科企業法学専攻修士課程修了
修士 (法学)

2008年 3月 一橋大学大学院国際企業戦略研究科経営法務専攻博士後期課程修了
博士 (経営法)

2010年 10月 獨協大学法科大学院教授

2017年 4月 獨協大学法学部教授 (現在に至る)

2019年 6月 株式会社ジャムコ独立社外監査役 (現在に至る)

2023年 4月 プロアクト法律事務所 顧問 (現在に至る)

金子 健紀 (かねこ たけのり)

1964年 11月 9日生

1988年 3月 東京大学法学部卒業

1988年 4月 東京海上火災保険株式会社 (現 東京海上日動火災保険株式会社) 入社

1992年 6月 公認会計士・税理士 荒井会計事務所入所

1997年 4月 公認会計士登録

1998年 6月 株式会社アパールデータ監査役及び取締役監査等委員【独立役員】 (現在に至る)

1999年 5月 金子健紀公認会計士事務所 所長 (現在に至る)

1999年 7月 税理士登録

- (注) 1. 長谷川直哉氏は、第1号議案「取締役 (監査等委員である取締役を除く。) 9名選任の件」において、同氏の選任が可決された場合には、社外取締役に再任する予定であります。
2. 当社は長谷川直哉氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
3. 上記4氏と当社との間に、特別の利害関係はございません。

当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと認められる類型

1. 買付者等が真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で当社の株式等を当社又は当社関係者に引き取らせる目的で当社の株式等の取得を行っている又は行おうとしている者（いわゆるグリーンメーラー）であると判断される場合
2. 当社の会社経営を一時的に支配して、当社又は当社グループ会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先又は顧客等の当社又は当社グループ会社の資産を当該買付者等又はそのグループ会社等に移転する目的で当社の株式等の取得を行っているとは判断される場合
3. 当社の会社経営を支配した後に、当社又は当社グループ会社の資産を当該買付者等又はそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的で、当社の株式等の取得を行っているとは判断される場合
4. 当社の会社経営を一時的に支配して、当社又は当社グループ会社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等により処分させ、その処分利益をもって一時的に高配当をさせるかあるいはかかる一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社の株式等の高値売り抜けをする目的で当社の株式等の取得を行っているとは判断される場合
5. 買付者等の提案する当社の株式等の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付けで当社の株式等の全部の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式等の買付け等を行うことをいいます。）等の、株主の皆様の判断の機会又は自由を制約し、事実上、株主に当社の株式等の売却を強要するおそれがあると判断される場合

新株予約権無償割当ての概要

1. 本新株予約権の割当て総数

本新株予約権の割当て総数は、本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議（以下、「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において当社取締役会が別途定める一定の日（以下、「割当て期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を除きます。）と同数を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数といたします。

2. 割当て対象株主

割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（ただし、同時点において当社の有する当社株式を除きます。）1株につき1個を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める割合で本新株予約権の無償割当てをいたします。

3. 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日といたします。

4. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「対象株式数」といいます。）は、1株を上限として当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数といたします。ただし、当社が株式の分割又は株式の併合等を行う場合は、所要の調整を行うものといたします。

5. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及び価格

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社普通株式1株当たりの金額は1円以上で当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める額といたします。

6. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものといたします。

7. 本新株予約権の行使条件

(1) 特定大量保有者¹³、(2) 特定大量保有者の共同保有者、(3) 特定大量買付者¹⁴、(4) 特定大量買付者の特別関係者、もしくは(5) これら(1)から(4)までの者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受けもしくは承継した者、又は(6) これら(1)から(5)までに該当する者の関連者¹⁵（これらの者を総称して、以下、「非適格者」といいます。）は、本新株予約権を行使することができないものといたします。なお、本新株予約権の行使条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものといたします。

8. 当社による本新株予約権の取得

当社は、当社取締役会が別途定める日において、非適格者以外の者が所有する本新株予約権を取得し、これと引き換えに本新株予約権1個につき対象株式数の当社普通株式を交付することができるものといたします。なお、当社取締役会は、新株予約権の内容として、非適格者が保有する新株予約権の対価として現金を交付する旨の取得条項を付することはできないものとします。本新株予約権の取得条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものといたします。

9. 対抗措置発動の中止等の場合の無償取得

当社取締役会が、対抗措置の発動を停止した場合その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める場合には、当社は、本新株予約権の全部を無償にて取得することができるものといたします。

10. 本新株予約権の行使期間等

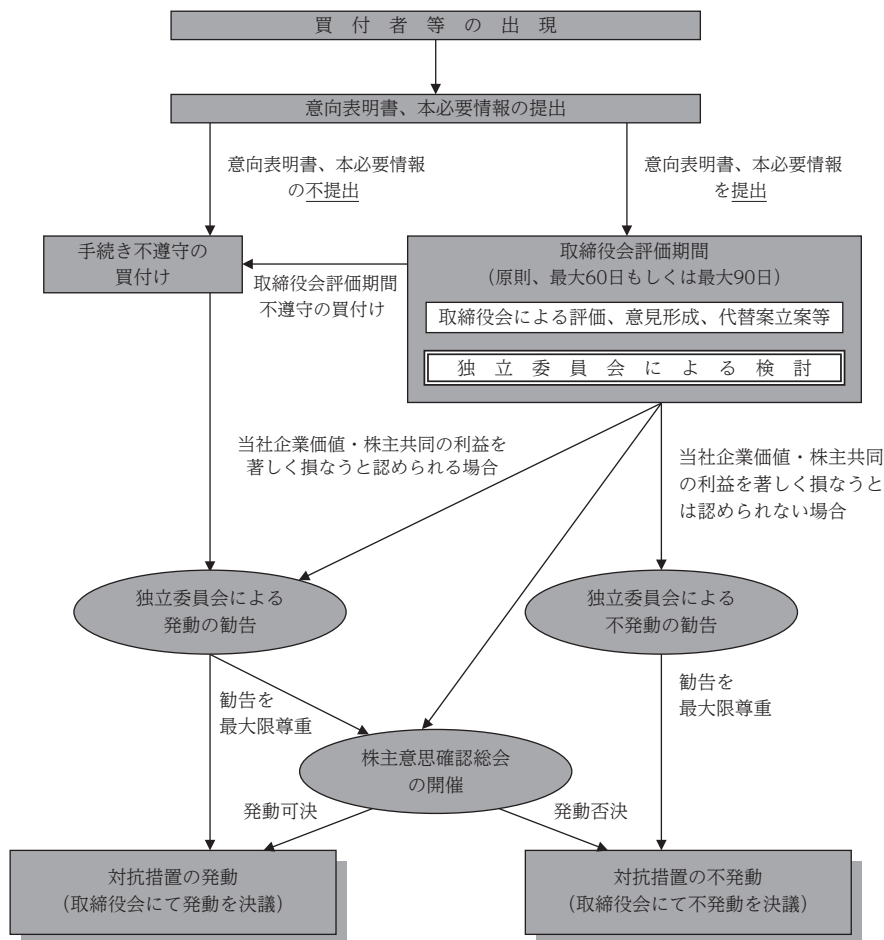
本新株予約権の行使期間その他必要な事項については、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものといたします。

以 上

-
- 13 当社が発行者である株式等の保有者で、当該株式等に係る株式等保有割合が20%以上である者、又は、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社の株式等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。
- 14 公開買付けによって当社が発行者である株式等（金融商品取引法第27条の2第1項に規定される株券等を意味するものとします。以下、本注において同じとします。）の買付け等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義される買付け等を意味します。以下、本注において同じとします。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定めるものを含みます。）に係る株式等の株式等所有割合がその者の特別関係者の株式等所有割合と合計して20%以上となる者、又は、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社の株式等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。
- 15 ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に定義される場合をいいます。）をいいます。

(ご参考)

本プランの手続きに関するフロー図



以上

事業報告 (2023年1月1日から2023年12月31日まで)

1 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、コロナ禍からの社会・経済活動の正常化が一段と進んだなかで、緩やかに回復したものの、不安定な海外情勢、物価上昇や金融市場の動向など、依然として予断を許さない状況で推移しました。

当社グループの主な需要先であります建設業界におきましては、公共投資が底堅く推移したものの、民間設備投資は持ち直しに足踏みがみられ、慢性的な建設労働者不足による労務費の高騰や鋼材価格の高止まり等も影響し、依然として厳しい環境となりました。

このような経営環境のなか、当社グループは、中期経営計画「NEXT100-PHASE2.1」の施策である、脱炭素を含むSDGs経営・DX活用・グローバル展開加速等を重点課題とし、会社の持続的発展と企業価値の向上に向け取り組んでまいりました。

これらの事業環境や取組みの結果、当連結会計年度における連結業績は、売上高は781億5千2百万円（前連結会計年度比1.7%増）、営業利益は40億8千2百万円（前連結会計年度比22.5%減）、経常利益は43億3百万円（前連結会計年度比21.3%減）となりました。なお、自動車関連製品事業のうちバッテリー端子製品の製造販売事業における収益性の低下、チャプター11（米国連邦倒産法第11章）申請に関連する連結子会社の異動及び訴訟の提起に対応するための弁護士費用等による特別損失、並びに、米国において建材製品の製造事業を展開しているOCM Manufacturing LLCに関連するのれんの減損損失など、特別損失を103億7百万円計上したことにより、親会社株主に帰属する当期純損失は54億7千2百万円（前連結会計年度は38億4千8百万円の親会社株主に帰属する当期純利益）となりました。

		第79期 (2022年12月期)	第80期 (2023年12月期)	前連結会計年度比 増減率
売上高	(百万円)	76,854	78,152	1.7%増
営業利益	(百万円)	5,271	4,082	22.5%減
経常利益	(百万円)	5,471	4,303	21.3%減
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失(△)	(百万円)	3,848	△5,472	—

セグメント別の業績は次のとおりであります。

建設関連製品事業

売上高 **64,128**百万円
(1.7%増)

営業利益 **4,066**百万円
(20.2%減)

国内における建設関連製品の売上高を製品別にみますと、仮設・型枠製品は鉄筋コンクリート造物件の着工床面積の増加に伴う需要の取込みなどにより、売上高が堅調に推移した結果、前連結会計年度に比べ3.0%の増加となりました。土木製品は土砂災害の防止に使用される製品等の需要に適切に対応したことなどにより、前連結会計年度に比べ2.2%の増加となりました。構造機材製品は都市圏の再開発案件の需要取込みに注力した結果、前連結会計年度に比べ2.5%の増加となりました。

海外における建設関連製品の売上高は、米国において、利上げに伴い住宅市場が低迷したことなどにより、建設資材の販売が伸び悩んだものの、円安による為替換算レートの影響から前連結会計年度に比べ1.9%の増加となりました。一方で、営業利益は人件費や荷造運送費等の増加により減少しました。

この結果、建設関連製品事業における売上高は641億2千8百万円（前連結会計年度比1.7%増）となり、営業利益は40億6千6百万円（前連結会計年度比20.2%減）となりました。

自動車関連製品事業

売上高 **9,996**百万円
(0.8%増)

営業利益 **△300**百万円
(－%)

主に自動車関連製品の製造販売に関連するウォーター・グレムリン・ホールディングス、Inc.、ウォーター・グレムリン・カンパニー及びウォーター・グレムリン・アクイラ・カンパニーS.p.A.は、ウォーター・グレムリン・ホールディングス、Inc.及びウォーター・グレムリン・カンパニーが2023年10月27日（米国時間）付で米国デラウェア州連邦倒産裁判所にチャプター11に基づく再生手続の申請を行い、裁判所の許可を得た上で、ウォーター・グレムリン・カンパニーが同社の事業を第三者に譲渡することとなり、また、ウォーター・グレムリン・ホールディングス、Inc.が同社の子会社であるウォーター・グレムリン・アクイラ・カンパニーS.p.A.の株式を第三者に譲渡することとなったことから、当連結会計年度において、連結の範囲より除外しております。なお、連結の範囲から除外するまでの同3社の損益計算書については連結しております。

このような状況下において、米国におけるバッテリー端子製品の販売が伸び悩んだものの、円安による為替換算レートの影響から、売上高は99億9千6百万円（前連結会計年度比0.8%増）となりました。利益面におきましては、チャプター11に基づく再生手続の申請に伴う影響などにより、営業損失は3億円（前連結会計年度は1億4千4百万円の営業損失）となりました。

その他の事業

売上高	4,028百万円 (4.4%増)	産業機械製品の堅調な販売の推移及び海洋事業の年後半における大型案件の納入などにより、売上高は40億2千8百万円（前連結会計年度比4.4%増）となりましたが、ウォーター・グレムリン・カンパニーが営んでいた釣り用錘製品の販売が低調に推移した結果、営業利益は3億1千6百万円（前連結会計年度比0.4%減）となりました。
営業利益	316百万円 (0.4%減)	

(注) () 内の増減率は、前連結会計年度比増減率を表示しております。

(参考) 連結事業別・製品別売上高

		前連結会計年度 (2022年12月期)		当連結会計年度 (2023年12月期)		前連結 会計年度比 増減率
		金額	構成比	金額	構成比	
建設関連 製品事業		百万円	%	百万円	%	%
	仮設・型枠製品	7,075	9.2	7,288	9.3	3.0
	土木製品	7,266	9.5	7,428	9.5	2.2
	構造機材製品	19,949	26.0	20,450	26.2	2.5
	建材商品	11,945	15.5	11,799	15.1	△1.2
	国内計	46,237	60.2	46,967	60.1	1.6
	建材製商品	16,843	21.9	17,160	22.0	1.9
	海外計	16,843	21.9	17,160	22.0	1.9
	当事業計	63,081	82.1	64,128	82.1	1.7
自動車関連製品事業	(注)1	9,914	12.9	9,996	12.8	0.8
その他の事業	(注)2	3,859	5.0	4,028	5.1	4.4
	合計	76,854	100.0	78,152	100.0	1.7

(注) 1. 当連結会計年度において、ウォーター・グレムリン・ホールディングス、Inc.、ウォーター・グレムリン・カンパニー及びウォーター・グレムリン・アクイラ・カンパニーS.p.A.を連結の範囲より除外しております。なお、連結の範囲から除外するまでの同3社の損益計算書については連結しております。

2. その他の事業は、当社のコア事業である建設関連製品事業、及び自動車関連製品事業に属さない多角化事業であり、海洋資材製品の製造販売業務、産業機械製品の製造販売業務及びテナントの賃貸業務を行っております。なお、米国における釣り用錘製品の製造販売は、ウォーター・グレムリン・カンパニーの連結範囲からの除外に伴い、当連結会計年度をもって対象外となります。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました企業集団の設備投資の総額は20億3千7百万円であります。

その主なものは、国内における生産設備の更新、脱炭素投資及びDX投資（建設関連製品事業）、並びに、米国における生産施設及び設備の拡充（建設関連製品事業）等であります。

③ 資金調達の状況

該当する事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

主に自動車関連製品の製造販売に関連するウォーター・グレムリン・ホールディングス, Inc.、ウォーター・グレムリン・カンパニー及びウォーター・グレムリン・アクイラ・カンパニーS.p.A.は、ウォーター・グレムリン・ホールディングス, Inc.及びウォーター・グレムリン・カンパニーが2023年10月27日（米国時間）付で米国デラウェア州連邦倒産裁判所にチャプター11（米国連邦倒産法第11章）に基づく再生手続の申請を行い、裁判所の許可を得た上で、ウォーター・グレムリン・カンパニーが同社の事業を第三者に譲渡することとなり、また、ウォーター・グレムリン・ホールディングス, Inc.が同社の子会社であるウォーター・グレムリン・アクイラ・カンパニーS.p.A.の株式を第三者に譲渡することとなったことから、当連結会計年度において、連結の範囲より除外しております。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当する事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当する事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当する事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

	第77期 (2020年12月期)	第78期 (2021年12月期)	第79期 (2022年12月期)	当連結会計年度 第80期 (2023年12月期)
売上高 (百万円)	63,127	64,829	76,854	78,152
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失 (△) (百万円)	2,685	2,627	3,848	△5,472
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△) (円)	54.90	54.13	81.30	△118.22
総資産 (百万円)	89,650	92,018	103,894	89,885
純資産 (百万円)	58,363	60,369	67,111	62,060
1株当たり純資産額 (円)	1,202.49	1,258.60	1,432.47	1,343.98

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、自己株式控除後の期中平均発行済株式総数により算出しております。
 2. 1株当たり純資産額は、自己株式控除後の期末発行済株式総数により算出しております。
 3. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)を算定するための普通株式の期中平均自己株式数、1株当たり純資産額を算定するための普通株式の自己株式数には、株式付与E S O P信託口が保有する当社株式を含めております。
 4. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を2022年12月期の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

(3) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社河原	490百万円	100%	産業機械製品の製造販売
OCM, Inc.	6,130万米ドル	100%	建設資機材の販売
OCM Manufacturing LLC	4,100万米ドル	100%	建設資機材の製造
Okabe Real Estate Holdings LLC	1,900万米ドル	100%	米国内の建設関連製品事業用不動産の管理
PT. Okabe Hardware Indonesia	390,000百万 インドネシアルピア	100%	建設資機材の販売
PT. Okabe Retail Indonesia	50,000百万 インドネシアルピア	100%	建設資機材の店舗販売
オカベCO., INC.	1,560万米ドル	100%	自動車用ボルト・ナット類の販売

- (注) 1. OCM Manufacturing LLC及びOkabe Real Estate Holdings LLCはOCM, Inc.の100%子会社であります。
 2. PT. Okabe Hardware IndonesiaはPT. Okabe Retail Indonesiaを2022年11月23日付で設立し、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。同社はPT. Okabe Hardware Indonesiaの子会社であり、その出資比率は、PT. Okabe Hardware Indonesia99%、当社1%であります。
 3. 当連結会計年度において、ウォーター・グレムリン・ホールディングス、Inc.、ウォーター・グレムリン・カンパニー及びウォーター・グレムリン・アクイラ・カンパニーS.p.A.を連結の範囲より除外したことに伴い、同3社を重要な子会社から除外いたしました。

(4) 対処すべき課題

[okabe コーポレートビジョン 2040]

当社グループは、「安全・安心の提供を通じて社会に貢献する」という経営理念の下、2040年の将来像、ありたい姿として「これまででも、そしてこれからも 建設を支える耐震建材メーカーとして培った「創造力」×「つなぐ力」×「人の力」で世界中の人々の生活に安全・安心を提供するグローバル・ソリューションプロバイダー」を掲げ、「okabe コーポレートビジョン 2040」として策定いたしました。「okabe コーポレートビジョン 2040」の実現に向け、当社グループ一人ひとりが一丸となり、業務に邁進することが、企業価値の向上及び株主共同の利益の確保につながることを確信しております。

同ビジョンに込めた想いは次のとおりであります。

①創造力

創造的な技術力により、建物と人々の安全・安心を支える会社でありたいと考えており、新しい技術を活用し、建設工事の自動化やゼロエミッション等に向けたソリューションを生み出し続ける会社を目指してまいります。

②つなぐ力

お客様、株主・投資家様、協力会社・サプライヤー様、社員、地域社会とのコミュニケーションで生まれる人とつながる力、建設現場に使われる重要な部材をつなげて安全性を高める力を示しております。

③人の力

社是に掲げている「人材の育成に努力し、企業の永遠の発展を期すること」、「社員にとってその一生を託して、悔いることのない職場たること」が示すように、すべての基盤は「人の力」にあると信じており、2040年も不変であることを示しております。

これらの3つの力の根底にあるのは、「安全・安心の提供を通じて社会に貢献する」という想いです。様々な外部環境を想定しながら、地球環境と人類が良い方向に変化するよう、地球の一員として、持続可能な社会に貢献できる会社でありたいという想いを込めております。

[中期経営計画「OX-2026 (okabe Transformation 2026) 」]

当社グループは、「okabe コーポレートビジョン 2040」の実現に向け、向こう3年間を新たな収益基盤の確立に向けた“Transformation”期間として位置づけ、その具体化のため、新たに中期経営計画「OX-2026 (okabe Transformation 2026) 」を策定いたしました。

OX-2026の方向性としまして、事業環境の変化やリスクを機会ととらえ、国内外のマテリアリティ（重要課題）にソリューションを提供し、持続的な成長を図るため、事業ポートフォリオの見直しも含めて経営リソースを集中し、サステナビリティ経営を推進してまいります。

OX-2026の事業戦略の骨子及び主な施策は次のとおりであります。

①カスタマー・セントリック（顧客が抱える課題を最優先で解決するための体制整備と取組みの実施）

- ・顧客及び社会の課題を解決する製品の開発
- ・新たなニーズを捉えた新製品の開発・新規事業の創出
- ・国内建設に特化した商品企画室の新設
- ・北米及びASEAN市場に適したソリューションの提供による建設事業のグローバル展開加速
- ・海洋事業におけるブルーカーボン事業開始

②人的資本経営の実践と経営基盤の強化

- ・人的資本を中心とした非財務KPIのチャレンジングな設定及び目標の達成
- ・海外子会社ガバナンスの改善

③DXの更なる推進

- ・基幹システムの刷新、業務プロセスの改革・変革
- ・DXの推進による、他社との差別化・新たな事業機会の創出・売上拡大につながる施策の検討・実施
- ・IT戦略室の新設

[経営環境及び優先課題]

今後のわが国経済の先行きにつきましては、公共投資は引き続き底堅く推移することが見込まれ、民間設備投資は堅調な企業収益等を背景に、持ち直しに向かうことが期待されます。しかしながら、不安定な海外情勢、物価上昇や世界的な金融引締め、為替相場の変動等の要因もあり、依然として不透明な状況が続くと見込まれます。

当社グループは、このような外部環境を想定したなかで、新たな中期経営計画「OX-2026 (okabe Transformation 2026)」の下、2024年12月期におきましては、顧客、市場の状況をふまえたDXの推進等による原価低減と資産収益性の向上及び顧客の課題解決に貢献し現場における脱炭素・SDGsに寄与する製商品の提案強化に注力してまいります。また、海外ガバナンスの強化及び事業ポートフォリオの選択と集中を推進しつつ、グローバル展開を一層加速させてまいります。

(5) 主要な事業内容 (2023年12月31日現在)

建設関連製品事業……国内における仮設・型枠製品、土木製品、構造機材製品の製造販売業務及び建材商品の販売業務並びに海外における建材製商品の製造販売業務

自動車関連製品事業…自動車関連製品の製造販売業務

その他の事業……産業機械製品の製造販売、海洋資材製品の製造販売及びテナントの賃貸事業

- (注) 1. 当連結会計年度において、主に自動車関連製品の製造販売に関連するウォーター・グレムリン・ホールディングス、Inc.、ウォーター・グレムリン・カンパニー及びウォーター・グレムリン・アクイラ・カンパニーS.p.A.を連結の範囲より除外しております。
2. その他の事業において、米国における釣り用錘製品の製造販売は、ウォーター・グレムリン・カンパニーの連結の範囲からの除外に伴い、当連結会計年度をもって対象外となります。

(6) 主要な営業所及び工場等 (2023年12月31日現在)

① 当社の主要な営業所及び工場

名称	所在地	名称	所在地
本社	東京都墨田区	中四国支店	広島県広島市
北海道支店	北海道札幌市	九州支店	福岡県糟屋郡志免町
東北支店	宮城県仙台市	沖縄支店	沖縄県豊見城市
信越支店	新潟県新潟市	久喜工場	埼玉県久喜市
東京支店	東京都墨田区	茨城工場	茨城県下妻市
名古屋支店	愛知県小牧市	京都工場	京都府久世郡久御山町
関西支店	大阪府吹田市		

② 子会社の主要な営業所及び工場等

会社名	名称	所在地
株式会社河原	本社 工場	広島県福山市 広島県尾道市
オカベCO., INC.	本社	米国 イリノイ州
OCM, Inc.	本社	米国 イリノイ州
OCM Manufacturing LLC	本社・工場	米国 ペンシルベニア州
PT. Okabe Hardware Indonesia	本社	インドネシア バンテン州
PT. Okabe Retail Indonesia	本社・店舗	インドネシア バンテン州

- (注) 当連結会計年度において、ウォーター・グレムリン・ホールディングス、Inc.、ウォーター・グレムリン・カンパニー及びウォーター・グレムリン・アクイラ・カンパニーS.p.A.を連結の範囲より除外したことに伴い、上表から除外いたしました。

(7) 使用人の状況 (2023年12月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業部門	使用人数	前連結会計年度末比増減
建設関連製品事業	817 (265) 名	59 (86) 名
自動車関連製品事業	10 (1) 名	△272 (△39) 名
その他の事業	88 (18) 名	2 (△1) 名
合 計	915 (284) 名	△211 (46) 名

(注) 1. 使用人数が前連結会計年度末と比べて211名減少しておりますが、その主な理由は、自動車関連製品事業におけるウォーター・グレムリン・ホールディングス、Inc.、ウォーター・グレムリン・カンパニー及びウォーター・グレムリン・アクイラ・カンパニーS.p.A.を連結の範囲より除外したことによるものであります。

2. 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
598 (64) 名	2 (△5) 名	40.8歳	15.4年

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2023年12月31日現在)

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	2,720百万円
株式会社三菱UFJ銀行	2,025百万円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当する事項はありません。

2 会社の現況

(1) 株式の状況 (2023年12月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 **200,000,000株**
- ② 発行済株式の総数 **49,290,632株**
- ③ 株主数 **24,507名**
- ④ 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
トルク株式会社	5,386千株	11.59%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	4,162千株	8.96%
株式会社みずほ銀行 (常任代理人 株式会社日本カストディ銀行)	2,311千株	4.97%
株式会社三菱UFJ銀行	2,165千株	4.66%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	1,423千株	3.06%
日本生命保険相互会社 (常任代理人 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)	1,388千株	2.98%
岡部 和子	1,004千株	2.16%
第一生命保険株式会社 (常任代理人 株式会社日本カストディ銀行)	870千株	1.87%
岡部協力会社持株会	731千株	1.57%
岡部特約店持株会	638千株	1.37%

- (注) 1. 当社は、自己株式を2,845,130株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)	58,610株	6名
社外取締役(監査等委員である取締役を除く。)	—	—
監査等委員である取締役	—	—

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、「2. (2) ④取締役の報酬等」に記載しております。

⑥ その他株式に関する重要な事項

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

当社は、当社及び当社グループ会社従業員の労働意欲の向上や従業員の経営参画意識を促し、かつ従業員の福利厚生制度の拡充を目的とし、自社の株式を従業員に交付する制度である信託型の従業員インセンティブプラン「株式付与E S O P信託」の導入をしております。

(1) 取引の概要

本制度では、株式付与E S O P (Employee Stock Ownership Plan) 信託 (以下「E S O P信託」という。) と称される仕組みを採用します。E S O P信託とは、米国のE S O P制度を参考にした従業員インセンティブプランであり、E S O P信託が取得した株式を、予め定める株式交付規程に基づき、一定の要件を満たした従業員に対し交付するものであります。

本制度に係る会計処理については「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第30号 2015年3月26日)を適用しております。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く)により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の当事業年度末における帳簿価額及び株式数は、2億3千7百万円、282,563株であります。

(2) 会社役員 の 状況

① 取締役 の 状況 (2023年12月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役 社長執行役員	河 瀬 博 英	
取締役 会長執行役員	廣 渡 眞	
取締役 専務執行役員	細 道 靖	管理部門管掌・国際部門管掌
取締役 常務執行役員	三 上 俊 彦	技術開発部門管掌
取締役 上席執行役員	遠 藤 年 誠	生産部統括部長
取締役 上席執行役員	甲 斐 寿 徳	営業部統括部長
社外取締役	長 谷 川 直 哉	法政大学人間環境学部人間環境学科 教授 サッポロホールディングス株式会社 サステナビリティ・ シニアアドバイザー 日産東京販売ホールディングス株式会社 社外取締役 株式会社シルバーライフ 社外取締役 (監査等委員)
社外取締役	西 海 和 久	株式会社ブリヂストン エクスターナル・アドバイザー 三井海洋開発株式会社 社外取締役
取締役 (監査等委員・常勤)	野 原 芳 治	監査等委員会 委員長
取締役 (監査等委員)	山 崎 克 之	虎ノ門第一総合法律事務所 代表弁護士
取締役 (監査等委員)	石 本 哲 敏	石本哲敏法律事務所 代表弁護士 ハウスコム株式会社 社外取締役
取締役 (監査等委員)	野 田 弘 子	野田公認会計士事務所 代表 公認会計士 プロビティコンサルティング株式会社 代表取締役 亜細亜大学大学院アジア・国際経営戦略研究科 非常勤講師 三井海洋開発株式会社 社外取締役 エステー株式会社 社外取締役 蝶理株式会社 社外取締役 フロンティア・マネジメント株式会社 社外監査役

- (注) 1. 取締役 長谷川直哉氏及び西海和久氏、並びに取締役 (監査等委員) 山崎克之氏、石本哲敏氏及び野田弘子氏は、社外取締役であります。
2. 取締役 長谷川直哉氏は、企業人としてまた学術研究者として、当社のSDGs戦略に必要な高い見識及び専門性を有しております。
3. 取締役 西海和久氏は、企業経営者としての豊富な経験と高い見識、並びに豊富な業務経験を有しております。
4. 取締役 (監査等委員・常勤) 野原芳治氏は、当社において長年にわたり経理財務部門を担当し、経理財務部長を歴任していたことから、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 取締役 (監査等委員) 山崎克之氏及び石本哲敏氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に精通し、企業経営を統治する相当程度の知見を有しております。
6. 取締役 (監査等委員) 野田弘子氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
7. 当社の監査等委員会の体制は、次のとおりであります。

委員長 野原芳治氏、委員 山崎克之氏、委員 石本哲敏氏、委員 野田弘子氏

なお、野原芳治氏は常勤の監査等委員であります。常勤の監査等委員を選定している理由は、取締役会以外の重要な会議等への出席や、内部監査部門等との連携を密に図ることにより得られた情報をもとに、監査等委員会による監査の実効性を高めるためであります。

8. 当社は、取締役 長谷川直哉氏及び西海和久氏、並びに取締役（監査等委員）山崎克之氏、石本哲敏氏及び野田弘子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役の全員は、会社法第427条第1項及び当社定款の定めに基づき、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

③ 役員等賠償責任保険（D&O保険）契約に関する事項

当社は、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しており、2024年4月に更新する予定であります。なお、その概要は次のとおりです。

イ. 被保険者

当社の取締役及び執行役員、当社連結子会社及び当社非連結子会社の取締役及び監査役、並びに、それらの退任者が被保険者になります。

ロ. 被保険者の負担割合

0%

ハ. 補填の対象となる保険事故の概要

被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に関わる請求を受けることによって生じることのある損害について補填するものです。

ニ. 職務執行の適正性が損なわれなくするための措置

縮小支払割合及び免責金額等を定めております。

④ 取締役の報酬等

イ. 取締役の報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2023年2月22日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について「指名・報酬委員会（委員の過半数が社外取締役で構成）」へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、指名・報酬委員会から答申されていることを確認して

おり、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

ロ. 決定方針の内容の概要

当社の取締役の報酬等の額は、株主総会で定められた年額の範囲内で、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別報酬の決定につきましては、「取締役会内規」に定める基準を適用のうえ、代表取締役社長執行役員に委任する旨を取締役会の決議により定めております。また、監査等委員である取締役につきましては監査等委員である取締役の協議により決定しております。

また、取締役の報酬等の額を決定するにあたっては、手続の透明性及び客観性を確保するため、取締役会の諮問機関として指名・報酬委員会を設置しており、審議内容が取締役会に答申されております。

取締役の報酬等は、固定報酬、業績連動報酬、譲渡制限付株式報酬（以下「株式報酬」という。）から構成されており、その割合がおおよそ55：30：15となるように設定しております。

当社の業績連動報酬及び株式報酬の仕組みは以下のとおりです。

a. 業績連動報酬

当社は2023年2月22日開催の取締役会の決議により、業績連動報酬の仕組み等について変更していますが、当事業年度における取締役の報酬等の額は、変更前の方針に基づき決定しております。

（2023年2月22日付変更前）

業績連動報酬は、算出する指標として連結経常利益額を使用しており、目標数値に対する達成率を踏まえて決定しております。また、業績連動報酬の合計金額は、前年度の連結経常利益額の一定水準以下となるように設定されております。当該指標を採用している理由は、売上高の拡大及びコストの低減により経常利益の改善を推進し、企業価値の向上を図るためであります。なお、連結経常利益額の実績は、2022年度は5,471百万円、2023年度は4,303百万円であります。

（2023年2月22日付変更後）

業績連動報酬の合計金額は、前年度の連結経常利益額の一定水準以下となるように設定されております。当該指標を採用している理由は、売上高の拡大及びコストの低減により経常利益の改善を推進し、企業価値の向上を図るためであります。

また、個人別の業績連動報酬は、①連結経常利益額、②営業利益率、③総CO2換算排出量、④個別評価、に基づき定めるものとします。それぞれの指標を採用した理由については、①当該指標向上に向けた売上高の拡大及びコストの低減への取組みが企業価値の向上につながるため、②各部門の事業活動と直接的に結びつく指標であり、①の連結経常利益額と組み合わせることで収益性とのバランスを取るため、③当社の主要施策の一つであ

る脱炭素の進捗を示すものであるため、④各部門の業績や各種施策の進捗等、それぞれの担当部門の状況を報酬に反映させるため、であります。

b. 株式報酬

中長期的な業績向上のインセンティブ付与による中長期的な企業価値向上、及び株主利益を意識した経営の促進を目的として、株式報酬を導入しております。

付与対象を取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）とし、また、譲渡制限の解除の時期は原則として退任時としております。

八. 当事業年度に係る報酬等の総額等

区分	報酬等の総額(百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる役員の数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	株式報酬	
取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）	302	173	84	45	6
取締役（監査等委員） （社外取締役を除く。）	23	23	－	－	1
社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）	12	12	－	－	2
社外取締役（監査等委員）	23	23	－	－	4
合計	360	231	84	45	13

- (注) 1. 上記には、2023年3月30日開催の第79回定時株主総会終結の時をもって退任した監査等委員である取締役1名が含まれております。
2. 上記には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、2017年3月30日開催の第73回定時株主総会において、年額450百万円以内（うち社外取締役分は年額30百万円以内）（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は8名です。
4. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2017年3月30日開催の第73回定時株主総会において、年額100百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は3名です。
5. 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の株式報酬の限度額は、（注）3.記載の金銭報酬の額とは別枠で、2021年3月26日開催の第77回定時株主総会決議において年額80百万円以内、当社普通株式の総数として年140,000株以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の員数は7名です。上記株式報酬に係る報酬等の総額には、2022年3月30日開催の取締役会及び2023年3月30日開催の取締役会でそれぞれ決議された譲渡制限付株式報酬額のうち、当事業年度における費用計上額を記載しております。また、当事業年度における交付状況は、「2.（1）⑤当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。
6. 取締役会は、代表取締役社長執行役員 河瀬博英に対し、各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別報酬の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役社長執行役員が適していると判断したためであります。また、委任された内容の決定にあたっては、事前に指名・報酬委員会がその妥当性について確認しております。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役 長谷川直哉氏は、法政大学人間環境学部人間環境学科の教授、サッポロホールディングス株式会社のサステナビリティ・シニアアドバイザー、日産東京販売ホールディングス株式会社の社外取締役、株式会社シルバーライフの社外取締役（監査等委員）であります。なお、当社との間にはいずれも特別の利害関係はありません。
- ・取締役 西海和久氏は、株式会社ブリヂストンのエクスターナル・アドバイザー、三井海洋開発株式会社の社外取締役であります。なお、当社との間にはいずれも特別の利害関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）山崎克之氏は、虎ノ門第一総合法律事務所の代表弁護士であります。なお、当社と虎ノ門第一総合法律事務所との間には特別の利害関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）石本哲敏氏は、石本哲敏法律事務所の代表弁護士、ハウスコム株式会社の社外取締役であります。なお、当社との間にはいずれも特別の利害関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）野田弘子氏は、野田公認会計士事務所の代表、プロビティコンサルティング株式会社の代表取締役、亜細亜大学大学院アジア・国際経営戦略研究科の非常勤講師、三井海洋開発株式会社の社外取締役、エステー株式会社の社外取締役、蝶理株式会社の社外取締役、フロンティア・マネジメント株式会社の社外監査役であります。なお、当社との間にはいずれも特別の利害関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び 社外取締役に関期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 長谷川 直哉	当事業年度に開催された取締役会14回のうち13回に出席し、主にサステナビリティ経営等を専門分野とする大学教授としての専門的見地から、当社のSDGs戦略及び経営全般に対して適宜必要な発言を行うとともに、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
取締役 西海 和久	2023年3月30日就任以降、当事業年度に開催された取締役会10回のすべてに出席し、主に企業経営経験者としての豊富な経験と高い見識、並びに豊富な業務経験から、経営全般に対して適宜必要な発言を行うとともに、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
取締役（監査等委員） 山崎 克之	当事業年度に開催された取締役会14回のすべてに出席し、主に弁護士としての専門的見地から、経営全般に対して適宜必要な発言を行うとともに、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、当事業年度において開催された監査等委員会14回のすべてに出席し、適宜必要な発言を行っております。
取締役（監査等委員） 石本 哲敏	当事業年度に開催された取締役会14回のすべてに出席し、主に弁護士としての専門的見地から、経営全般に対して適宜必要な発言を行うとともに、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、当事業年度において開催された監査等委員会14回のすべてに出席し、適宜必要な発言を行っております。
取締役（監査等委員） 野田 弘子	当事業年度に開催された取締役会14回のすべてに出席し、公認会計士としての専門的知見並びにグローバルに事業展開を行う会社における長年の国際経験を活かし、経営全般に対して適宜必要な発言を行うとともに、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、当事業年度において開催された監査等委員会14回のすべてに出席し、適宜必要な発言を行っております。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する基本方針

当社は、株主の皆様への利益還元を充実させるため、配当性向30%以上を目安として、安定的な配当を継続することを基本とし、連結業績を考慮し、併せて企業体質の強化及び将来の事業展開に備えるための内部留保の充実などを総合的に勘案して剰余金の配当を決定する方針を採用しております。なお、当社の剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回を基本的な方針としております。

また、内部留保資金につきましては、その用途として、事業拡大のための設備投資、企業買収等に有効に活用する方針であります。

このような基本方針の下、特別損失の計上等により、親会社株主に帰属する当期純利益が想定を大幅に下回る結果となりましたが、特別損失等の特殊要因を除いた業績については概ね想定どおりに推移しており、今後も堅調な事業成長が見込めるため、当期の期末配当につきましては、1株当たり12円50銭としております。すでに中間配当として1株当たり12円50銭をお支払いしておりますので、当期の年間配当は、1株当たり25円となります。

なお、当社は、新・中期経営計画「OX-2026 (okabe Transformation 2026)」の開始に合わせ、次の通り株主還元方針を変更いたしました。

[株主還元方針の変更の理由]

当社はこれまで、安定的な配当を継続することを基本とし、連結業績を考慮し、併せて企業体質の強化及び将来の事業展開に備えるための内部留保の充実などを勘案して剰余金の配当を決定する方針を採用してまいりました。今後はその基本的な考え方は維持しながらも、当社の持続的成長と株主の皆様への長期的な利益を一層重視し、配当額の安定性を高めるため、自己資本配当率 (DOE) に留意し、中長期的に水準を引き上げていくことを目指すことといたしました。

配当水準は、経営環境及び今後の事業展開等を総合的に勘案し、配当性向30%以上を目安として、自己資本配当率 (DOE) に留意した中長期にわたる安定的な配当を維持し、株主の皆様への利益還元積極的に積極的に取り組むことを続けてまいります。

なお、自己株式の取得につきましては、方針を変更せず、今後も、株価の水準と機動的な資本政策遂行の必要性、財務体質への影響等を考慮したうえで、総合的に判断して、適宜実行してまいります。

[株主還元方針の変更の内容]

(変更前)

当社は、株主の皆様への利益還元を充実させるため、配当性向30%以上を目安として、安定的な配当を継続することを基本とし、連結業績を考慮し、併せて企業体質の強化及び将来の事業展開に備えるための内部留保の充実などを総合的に勘案して剰余金の配当を決定する方針を採用しております。

なお、当社の剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回を基本的な方針としております。

(変更後)

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要課題と位置づけ、資本効率の重要性を認識するとともに、財務体質の健全性を維持した上で、業績に応じた利益配分を行うことを基本とし、配当性向30%以上を目安として、併せて、自己資本配当率（DOE）に留意し、持続的な成長の実現等により配当水準の安定的な向上を目指すことを基本方針としております。

なお、当社の剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回を基本的な方針としております。

(注) 本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2023年12月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
(資産の部)	
流動資産	51,236
現金及び預金	12,683
受取手形、売掛金及び契約資産	14,824
電子記録債権	6,766
商品及び製品	10,747
仕掛品	1,512
原材料及び貯蔵品	3,521
その他	1,204
貸倒引当金	△24
固定資産	38,622
有形固定資産	21,937
建物及び構築物	12,191
機械装置及び運搬具	2,551
土地	5,535
リース資産	685
建設仮勘定	564
その他	408
無形固定資産	2,029
のれん	1,721
その他	308
投資その他の資産	14,655
投資有価証券	11,218
繰延税金資産	1,529
その他	1,951
貸倒引当金	△43
繰延資産	25
社債発行費	25
資産合計	89,885

科目	金額
(負債の部)	
流動負債	18,177
支払手形及び買掛金	4,169
電子記録債務	9,448
短期借入金	1,035
未払法人税等	519
その他	3,003
固定負債	9,647
社債	1,750
長期借入金	4,133
繰延税金負債	145
株式給付引当金	163
退職給付に係る負債	2,058
資産除去債務	55
その他	1,341
負債合計	27,824
(純資産の部)	
株主資本	55,184
資本金	6,911
資本剰余金	5,990
利益剰余金	44,571
自己株式	△2,289
その他の包括利益累計額	6,857
その他有価証券評価差額金	2,652
為替換算調整勘定	4,288
退職給付に係る調整累計額	△82
非支配株主持分	18
純資産合計	62,060
負債純資産合計	89,885

連結損益計算書 (2023年1月1日から2023年12月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額
売上高	78,152
売上原価	56,875
売上総利益	21,277
販売費及び一般管理費	17,194
営業利益	4,082
営業外収益	571
受取利息	64
受取配当金	233
スクラップ売却収入	135
その他	137
営業外費用	350
支払利息	303
その他	46
経常利益	4,303
特別利益	54
固定資産売却益	41
投資有価証券売却益	3
関係会社整理損失引当金戻入額	8
その他	0
特別損失	10,307
減損損失	3,469
事業整理損	6,320
その他	517
税金等調整前当期純損失	△5,950
法人税、住民税及び事業税	1,510
法人税等調整額	△1,987
当期純損失	△5,472
非支配株主に帰属する当期純損失	△0
親会社株主に帰属する当期純損失	△5,472

計算書類

貸借対照表 (2023年12月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
(資産の部)	
流動資産	35,401
現金及び預金	9,470
受取手形	2,381
電子記録債権	6,284
売掛金及び契約資産	9,492
商品及び製品	4,310
仕掛品	1,033
原材料及び貯蔵品	2,062
その他	531
貸倒引当金	△164
固定資産	44,272
有形固定資産	12,551
建物	7,073
構築物	381
機械及び装置	1,184
工具、器具及び備品	246
土地	3,156
リース資産	500
建設仮勘定	5
その他	1
無形固定資産	291
ソフトウェア	279
その他	11
投資その他の資産	31,429
投資有価証券	10,808
関係会社株式	16,957
長期貸付金	927
繰延税金資産	1,092
その他	1,685
貸倒引当金	△43
繰延資産	25
社債発行費	25
資産合計	79,699

科目	金額
(負債の部)	
流動負債	15,663
支払手形	517
電子記録債務	9,436
買掛金	2,617
短期借入金	750
未払法人税等	428
その他	1,912
固定負債	9,180
社債	1,750
長期借入金	4,128
株式給付引当金	152
退職給付引当金	1,864
その他の引当金	29
資産除去債務	42
その他	1,213
負債合計	24,843
(純資産の部)	
株主資本	52,188
資本金	6,911
資本剰余金	6,046
資本準備金	6,039
その他資本剰余金	7
利益剰余金	41,519
利益準備金	701
その他利益剰余金	40,818
研究開発積立金	200
圧縮記帳積立金	294
別途積立金	25,900
繰越利益剰余金	14,424
自己株式	△2,289
評価・換算差額等	2,666
その他有価証券評価差額金	2,666
純資産合計	54,855
負債純資産合計	79,699

損益計算書 (2023年1月1日から2023年12月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額
売上高	47,257
売上原価	32,815
売上総利益	14,442
販売費及び一般管理費	10,710
営業利益	3,731
営業外収益	547
受取利息及び受取配当金	333
スクラップ売却収入	98
受取賃貸料	56
その他	58
営業外費用	98
支払利息	50
シンジケートローン手数料	12
投資事業組合運用損	11
その他	24
経常利益	4,180
特別利益	13
固定資産売却益	0
投資有価証券売却益	3
関係会社整理損失引当金戻入額	8
その他	0
特別損失	5,451
貸倒損失	3,268
関係会社株式評価損	2,048
その他	133
税引前当期純損失	△1,258
法人税、住民税及び事業税	1,163
法人税等調整額	△1,443
当期純損失	△978

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年2月28日

岡部株式会社
取締役会 御中

アーク有限責任監査法人
東京オフィス

指定有限責任社員 公認会計士 藤本 幸宏
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 石嵯 祥平
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、岡部株式会社の2023年1月1日から2023年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、岡部株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。

監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年2月28日

岡部株式会社
取締役会 御中

アーク有限責任監査法人
東京オフィス

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 藤本 幸宏

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 石嵯 祥平

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、岡部株式会社の2023年1月1日から2023年12月31日までの第80期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年1月1日から2023年12月31日までの第80期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法および結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法およびその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロおよびハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容ならびに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、内部監査部門と連携のうえ、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査しました。また、国内子会社については子会社の取締役等と意思疎通および情報交換を図り、必要に応じて事業の報告を受けました。海外子会社については、当該子会社管掌部門および当該子会社の取締役等から事業の報告を受け、経営管理の状況を把握しました。
- ②事業報告の「会社の支配に関する基本方針」に記載されている当社の財務および事業の方針の決定を支配する在り方に関する基本方針および各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人 アーク有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 アーク有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2024年2月29日

岡部株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 野原芳治 ㊟

監査等委員 山崎克之 ㊟

監査等委員 石本哲敏 ㊟

監査等委員 野田弘子 ㊟

(注) 監査等委員山崎克之、石本哲敏、および野田弘子は、会社法第2条第15号および第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主優待制度のご案内

当社を応援して下さいます株主様への感謝の意を込め、株主優待を実施させていただきます。

2023年12月31日時点で株主名簿に登録され、かつ、1年以上継続して保有[※]いただいた株主様を対象にオリジナル・クオカードを次のとおり贈呈しております。

200株以上の株主様：

1,000円相当のオリジナル・クオカード

1,000株以上の株主様：

2,000円相当のオリジナル・クオカード

5,000株以上の株主様：

4,000円相当のオリジナル・クオカード



※2022年12月31日、2023年6月30日、2023年12月31日の当社株主名簿に同一株主番号で連続して記載又は記録されていることといたします。

株主メモ

事業年度	1月1日～12月31日
配当金基準日	期末配当 12月31日
	中間配当 6月30日
定時株主総会	3月下旬
株主名簿管理人/ 特別口座管理機関	三菱UFJ信託銀行株式会社
同連絡先	三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 東京都府中市日鋼町1-1 TEL 0120-232-711 (通話料無料)
同郵送先	〒137-8081 新東京郵便局私書箱第29号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
公告方法	電子公告により行う 公告掲載URL https://www.okabe.co.jp/ (ただし、電子公告によることができない事故、その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に公告いたします。)



ホームページリニューアルのご案内

この度、当社ホームページのリニューアルを行いましたのでお知らせいたします。

今回のリニューアルでは第一にユーザビリティの向上を目的として、ステークホルダーの皆様への財務・非財務情報の発信強化、「お問合せフォーム」やサイト検索機能の利便性向上、及びモバイルユーザーへの表示にも対応しました。

<https://www.okabe.co.jp/>



(ご注意)

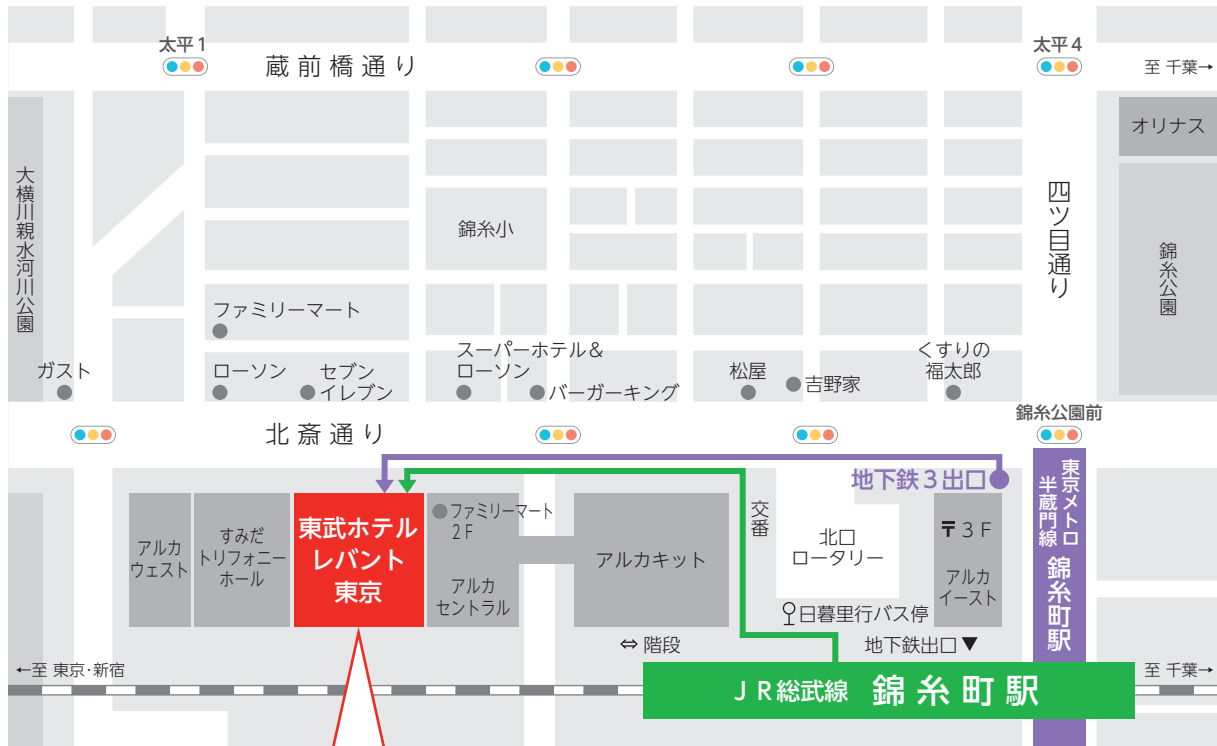
- 株主様の住所変更、配当金の振込みのご指定、単元未満株式の買取請求その他各種手続きにつきましては、口座を開設されている証券会社等にお問い合わせください。
- 特別口座に口座をお持ちの株主様の各種手続きにつきましては、左記連絡先（三菱UFJ信託銀行証券代行部）にお問い合わせください。なお、三菱UFJ信託銀行全国各支店においてもお取次ぎいたします。
- 未受領の配当金につきましては、三菱UFJ信託銀行本店でお支払いいたします。

(配当金計算書について)

配当金お支払いの際にご送付しております「配当金計算書」は、租税特別措置法の規定に基づき作成する「支払通知書」を兼ねております。配当金をお受取りになった後の配当金額のご確認や確定申告の資料としてご利用いただけます。

なお、配当金を証券口座でお受取り（株式数比例配分方式）の株主様は、お取引のある証券会社にお問い合わせください。

株主総会 会場ご案内図



会場

東武ホテルレバント東京 4階「錦」

東京都墨田区錦糸一丁目2番2号
TEL 03-5611-5511

交通

J R 総武線「錦糸町」駅下車

北口ロータリーを出て北斎通りを東京方面へ …… 徒歩 約3分

東京メトロ半蔵門線「錦糸町」駅下車

3出口より地上に出て北斎通りを東京方面へ …… 徒歩 約3分

※株主総会にご出席の株主様にお配りしておりました
来場記念品(お土産)は取りやめとさせていただきます。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。



ユニバーサルデザイン (UD) の
考えに基づいた見やすいデザイン
の文字を採用しています。